

参 考 資 料

参考資料 1-1	し尿浄化槽等処理対象人員・汚水量算定要領・・・・・・・・	80
参考資料 1-2	浄化槽改修に伴う人員算定について・・・・・・・・	97
参考資料 2-1	合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について・・・	98
参考資料 2-2	補助金の交付申請時、実績報告時に必要な書類・・・・・・・・	116
参考資料 2-3	市町村補助金額一覧・・・・・・・・	118
参考資料 2-4	市町村連絡先・・・・・・・・	119
参考資料 3	浄化槽設置の手続き・・・・・・・・ 建築確認申請を伴う場合（県内全域・200人以下の浄化槽） 建築確認申請を伴わない場合（200人以下の浄化槽）	120
参考資料 4-1	徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領・・・・・・・・	123
参考資料 4-2	放流先がない場合の浄化槽放流水の地下浸透方式による 処理に係る指針（ガイドライン）・・・・・・・・	130

参考資料 1 - 1

し尿浄化槽等処理対象人員・汚水量算定要領

(昭和56年7月23日 徳島県)

1. あらまし

この要領は、徳島県下における浄化槽の処理対象人員、汚水量及び生物化学的酸素要求量の算定についての取扱いを示したものである。

この要領に記載のない事項については、「浄化槽の設計・施工上の運用指針」（日本建築行政会議）及び「浄化槽の構造基準・同解説」（一般財団法人日本建築センター）によるものとする。

今後においても、浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査並びに浄化槽の実態調査の結果等により、適宜見直しを行っていくものとする。

2. 用途別の処理対象人員(n)算定及び汚水量算定について

以下に、この概要を示すが、基準作成にあたって考慮したことは次のとおりである。

- ①基本的には、JISA3302-2000基準及び国土交通省の解説に基づいているが、本県の地域特性及び従来の取扱いとの整合性を保つ事を考慮することとした。
- ②従って、延べ面積(A)に係数を乗じてnを算出する場合または、Aに単位汚水量(l/m^2)を乗じて汚水量を算出する場合において、Aから駐車場、駐輪場(ピロティ部分全体を対象とすることが多い。)、階段室、エレベーターシャフト及びホール、風除室及びその周辺の玄関ホールの面積を減ずることができるものとする。
- ③飲食店関係施設では、従来の基準値を若干考慮し、上記に加え、Aから機械室等の面積を減ずることができることとした。
- ④上記の②、③などはやむを得ないと考えられる場合の緩和措置であり、物件によっては適用されないこともある。

なお、以下の各用途別の処理対象人員算定において、従業員、管理者の人数が算定式に含まれていないのは3-ハ簡易宿泊所のみである。

※増築等の場合は、3. 増築の場合の取扱いを以下に示す。

1 集会場施設関係

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		合併処理対象		
			算定式	算定単位	汚水量	BOD	
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n = 0.08A$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (㎡)	16 (l/㎡・日)	150 (mg/l)
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場	$n = 16C$	n: 人員 (人) C注(1): 総便器数 (個)	2,400 (l/個・日)	260 (mg/l)
		ハ	観覧場・体育館	$n = 0.065A$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (㎡)	10 (l/㎡・日)	260 (mg/l)

注(1)大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数

- 宗教関係施設は、イ「集会場」扱いとなるが、実情から考えて居室面積×0.1を処理対象人員とする(庫裡の部分は住宅扱い)。また、汚水量も、居室面積×16 l/㎡・日とする。
※従来から一般的な平面形式を有する社寺等に限る。
- 屋内トレーニング場、フィットネスクラブ、アスレチッククラブ、武道場、道場、屋内ゲートボールセンターなどの健康増進施設は「体育館」として取り扱う。

建築用途	適用項目
公民館・自治会館・葬祭場	1-イ
野球場・陸上競技場・サッカー場	1-ハ

国土交通省住宅局建築指導課浄化槽の設計運用指針による

2 住宅施設関係

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		合併処理対象			
			算定式	算定単位	汚水量	BOD		
2	住宅	イ	住宅	$A \leq 130\text{㎡}$ の場合	$n = 5$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (㎡)	1000 (l/戸・日)	200 (mg/l)
				$130\text{㎡} < A$ の場合	$n = 7$	n: 人員 (人) A: 延べ面積 (㎡)	1400 (l/戸・日)	
	施設関係	ロ	共同住宅	$n = 0.05A$	n: 人員 (人) ただし、1戸当たりのnが3.5人以下の場合は1戸当たりのnを3.5人または2人(1戸が、1居室(注)2だけで構成されており、かつ1戸の床面積が40㎡以下である場合に限る。)とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。 A: 延べ面積 (㎡)	200 (l/人・日)	200 (mg/l)	

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		合併処理対象	
			算定式	算定単位	汚水量	BOD
2	住宅施設関係	ハ 下宿・寄宿舎	$n = 0.07A$	n : 人員(人) A : 延べ面積(m ²)	14 (l/m ² ・日)	140 (mg/l)
		ニ 学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設	$n = P$	n : 人員(人) P : 定員(人)	200 (l/人・日)	200 (mg/l)

注(2) 居室とは建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住・執務・作業・集会・娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。(台所は3帖～4.5帖以内の場合、また、室と明確な間仕切りがある場合)

建築用途	適用項目
リゾートマンション	2 - 口
社員寮	2 - ハ
授産施設(宿泊施設のある)・デイサービスセンター	2 - ニ

国土交通省住宅局建築指導課浄化槽の設計運用指針による

● イ「住宅」の汚水量は、200l/人・日とする。

同一棟の物置、納屋および別棟の離れは床面積に算入する。

同一棟の水廻りの無い農業用倉庫及び土蔵の部分は床面積から除外してよい。

別棟の建物が便所などのない農業用倉庫など人の利用が明らかでない場合は、床面積から除外してよい。

住宅に付属する車庫は、床面積から除外してよい。

外気に有効に解放されたバルコニー・ベランダは床面積から除外してよい。

■ 2世帯住宅の取扱い

住宅内部で行き来ができること(浴室及び台所が2ヶ所以上ある)

基本的に生活単位ごとに算定するが、合計が10人を超えた場合にあっては10人で可とする。

■ 母屋と離れの関係

1) ひとつの建物に浴室・トイレ・台所がある場合は、それぞれを独立した建物と考え算定する。離れに浴室・台所しかない場合についても、それぞれ独立した建物と考え算定する。

(例) 母屋 150m² → 7人槽必要

離れ 115m² → 5人槽必要

この例の場合は、12人槽を1基設置する。

2) 離れにトイレ・台所しかない場合、あるいは、浴室・トイレしかない場合は、母屋、離れは1棟の建物と考え、床面積を合算し算定する。

(例) 母屋 150 m² } 合算すると 265 m² → 7人槽必要
 離れ 115 m² }

母屋、離れを1棟の建物と考え7人槽設置する。

※ミニキッチンが台所、シャワー室は浴室と同等の設備とみなす。

● 口「共同住宅」の汚水量は、200l/人・日とする。

・共同住宅の人員は、次の方法で算出した値の大きい方を採用する。

① $n = 0.05A$ (A: 延べ面積)

② $n' = 0.05A_0$ (A_0 : 戸当り面積(共用部分含む)と3.5人のうち、大きい値を n_0 (戸当り人員) とし、各戸の n_0 を合計し、 n を算出する。

※比較的小規模な住戸(各戸専用面積が約60m²以下)では戸当り3.5人とし、全戸数を乗じれば可となる。

● 二 「老人ホーム」等における地域交流スペースの取扱いについては、「集会場」を適用し、入居者と地域の人が半々で利用するものとみなし、地域交流スペースの床面積の1/2を処理対象人員に加える。

・グループホームの扱いについては、平面計画及び利用状況に応じて、**2**ー口共同住宅、**2**ーハ下宿により扱うものとする。(ただし、定員が定められている場合は**2**ー二によって可。)

・高齢者向け賃貸住宅(各戸にWCはあるが浴室・台所は共用の場合)の扱いについては、**2**ー二により扱う。

3 宿泊施設関係

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		合併処理対象	
			算定式	算定単位	汚水量	BOD
3	宿 泊 施 設	イ	ホテル・旅館	$n = 0.15A$ n : 人員(人) A : 延べ面積(m ²)	30 (l/m ² ・日)	200 (mg/l)
			結婚式場又は宴会場を有する場合		30 (l/m ² ・日)	100 (mg/l)
	係	ハ	モーテル	$n = 5R$ n : 人員(人) R : 客室数	1000 (l/室・日)	50 (mg/l)
			簡易宿泊所・合宿所・ユースホテル・青年の家	$n = P$ n : 人員(人) P : 定員(人)	200 (l/人・日)	200 (mg/l)

建 築 用 途	適用項目
個室付浴場・ラブホテル	③ - ロ
研修所（宿泊を伴う）・カプセルホテル 精神病院等（同一患者が長期療養するもの）	③ - ハ

国土交通省住宅局建築指導課浄化槽の設計運用指針による

- イ「ホテル・旅館」について、処理対象人員算定を次のとおりとする。

1. 結婚式場又は宴会場を有する場合

- ①シティホテル・ビジネスホテル及びリゾートホテルのうち一定規模以上
収容客 \geq 50人)のもの _____ n=0.15A
- ②上記以外のもの _____ n=0.1A

2. 上記の施設を有さない場合

- ①上記の①に相当するもの _____ n=0.1A
- ②上記以外のもの _____ n=0.075A

- 「民宿」の建築用途は、旅館業法の届出種別によって判断する。

全ての居室(宴会場スペースも含む)について3.3㎡につき1人

4 医療施設関係

類似用途別番号	建 築 用 途				処理対象人員		合併処理対象	
					算定式	算定単位	汚水量	BOD
4	医療施設関係	病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合	n= 8B	n : 人員(人) B: ベッド数(床)	1000 (l/床・日)	320 (mg/l)
				300床以上の場合	n=11.43(B-300)+2400		1300 (l/床・日)	
		療養所	業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合	n= 5B		1000 (l/床・日)	150 (mg/l)
				300床以上の場合	n=7.14(B-300)+1500		1300 (l/床・日)	
	□	診療所・医院			n= 0.19A	n : 人員(人) A: 延べ面積(㎡)	25 (l/㎡・日)	300 (mg/l)

- 「洗濯設備」には、家庭用洗濯機2～3台置くだけのスペースしかないものは含まれない。
(シーツや白衣などを含めて洗濯するものが洗濯設備)
- 同様に、業務用厨房設備とは、入院患者に対して食事を提供できるものをいい、医者、看護師などに対する食事提供程度のものは対象としない。

建 築 用 途	適用項目
鍼灸院・整骨院・指圧院・動物病院・マッサージ所	4 - □

国土交通省住宅局建築指導課浄化槽の設計運用指針による

5 店舗関係

類似用途別番号	建 築 用 途		処理対象人員		合併処理対象			
			算定式	算定単位	汚水量	BOD		
5	店 舗 関 係	イ	店舗・マーケット	$n = 0.075A$	n : 人員(人) A : 延べ面積(m ²)	15 (l/m ² ・日)	150 (mg/l)	
		ロ	百貨店	$n = 0.15A$		30 (l/m ² ・日)	150 (mg/l)	
		ハ	飲食店	一般の場合		$n = 0.72A$	130 (l/m ² ・日)	220 (mg/l)
				汚濁負荷の高い場合		$n = 2.94A$	260 (l/m ² ・日)	450 (mg/l)
				汚濁負荷の低い場合		$n = 0.55A$	110 (l/m ² ・日)	200 (mg/l)
				焼鳥店		$n = 0.55A$	60 (l/m ² ・日)	450 (mg/l)
		ニ	喫茶店	$n = 0.5A$		40 (l/m ² ・日)	380 (mg/l)	
		ホ	パン製造販売店	$n = 0.23A$		20 (l/m ² ・日)	340 (mg/l)	

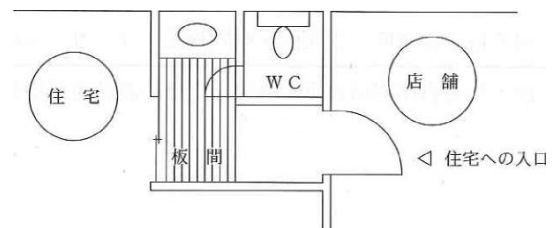
● イ「店舗・マーケット」

1. 客用WCを設けていない場合の取扱い(売場面積 $\leq 500\text{m}^2$ のものに限る。)

①Aを10%に低減できる場合($n=0.075A \times 0.1$)

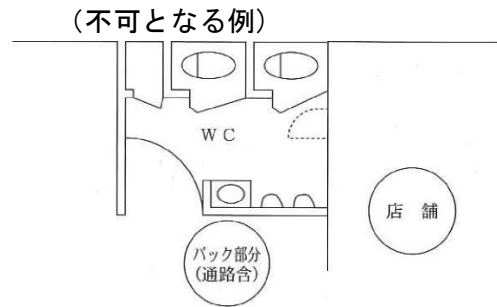
住宅等との併用建築物で、併用部分にWCが設けられ、かつWCへ行くために“はきかえ”を要することが明確なものに限る。

なお、右図のようなものは、次の②に該当するものとする。(即ち、住宅専用であると明確に判断し難い位置にあるもの)



②Aを50%に低減できる場合

従業員を主対象としてWCが設けられていることが明確に判断できるもの。
従って、ドアの取り替え等によって容易に客用WCとなるものは、低減不可とする。



2. 次のような種類の店舗で売り場面積に対する収容客数が少ない場合は、Aおよび汚水量を25%に低減できる。(前記と併せて適用可)

- ①家具店舗
- ②寝具専門店
- ③ホームセンター
- ④その他、扱う物品が上記と同程度以上に大きなものである店舗

● ロ「百貨店」

- ・「百貨店」は、大規模小売店舗で売り場面積が3,000㎡以上のものを対象とする。
- ・給水量等の実績を考慮した上で、15l/㎡・日まで低減することができる。
- ・食品の販売・加工を行わないホームセンター等の物品販売店舗については、上記にかかわらず、**5**ーイ「店舗・マーケット」として算定することができる。

● ハ「飲食店」およびニ「喫茶店」

1. 「飲食店」の各項目に該当する店種は表1のとおり。
特に汚濁負荷の高い店種については、事例ごとに判断を示していくこととするが、基本的には特殊なものとして限定してとらえるものとする。
2. 喫茶店(n=0.5A)とレストラン・ドライブイン等(n=0.72A)の区分も難しいが、椅子のレイアウト等を考え、適宜判断すること。
3. Aに含めなくてよいものは、駐車場等の他、次のとおり。
 - ①明確に区画された廊下
 - ②機械室・プロパン庫・ポンプ室

(注) 処理対象人員算定および汚水量算定に共通

● 「理容店・美容店」は、**5**ーイ「店舗・マーケット」として算定する。

(注) 住宅併設の場合は、店舗部分を別途計上する。なお、店舗部分に係る上式には、従業員も含まれるものとする。

- ・エステ店(部分エステに限る)についても上式により算定することができる。

表 1 (飲食店関係)

一般の場合 (n=0.72A)	ラーメン店注(1)・レストラン注(2)・飲食店・郊外レストラン注(2)・バー・キャバレー・ビヤホール・ドライブイン・ファーストフード店・お好み焼き店など
汚濁負荷の高い場合注(2) (n=2.94A)	中華料理専門店注(2)(ラーメン店を除く)・洋食系料理専門店注(2)・焼肉店注(2)など
汚濁負荷の低い場合 (n=0.55A)	そば・うどん店・寿司店・貸席・料亭などの一般的な和食系料理店

注(1) 麺類の他、ギョウザ等通常の飲食も提供する程度の料理を調理する店。

注(2) この類の店は、ラーメン店と同様に油脂濃度が高い汚水を排出するので、油脂分離装置(槽)(cf. グリストラップ)の設置が必要。

建 築 用 途	適用項目
クリーニング店 自動販売機により飲食させる店舗 ファーストフードの客席 弁当店(持ち帰り専用) 調剤薬局	5 -イ (n=0.075A)
仕出屋・弁当屋 スナック 屋上ビアガーデン ファーストフードの厨房部分・和洋菓子店の厨房部分	5 -ハ (一般の場合) (n=0.72A)
弁当専門店(厨房部分) 種類が未定の店舗	5 -ハ (汚濁負荷の高い場合) (n=2.94A)

国土交通省住宅局建築指導課浄化槽の設計運用指針による

- コインランドリーは次式による。

洗濯機器により排水計算を行うこととする。

洗濯排水量の算定

1日の使用回数	N=8W	W:洗濯機設置数	N:回数
1日の使用水量	V(機種カタログによる)	V:水量(l)	
排水BOD濃度	200mg/l		
乾燥地蒸発撥水量	E(洗濯重量の50%とする)	E:撥水量(l)	
1日洗濯排水量算定式	$(V-E) \times N$ (l/日)①		

便所・手洗い水量の算定

1 日 使 用 回 数	T=8W	W:洗濯機設置数	T:回数
1 日 汚 水 量	(15+5) × T (l/日) ②		
排 水 B O D 濃 度	200mg/l		

【汚水量】 1日の総排水量 ①+② (l/日)

【人員】 $n = (\text{①} + \text{②}) \times 1.2 \div 200$ (20%の余裕を考慮) (人)

● コンビニエンスストアに設置される浄化槽に係る処理対象人員算定の扱いについて

(平成15年6月10日以降)

【人員】 $n = 0.075 \times A \times K$

n : 人員(人)

0.075 : 店舗・マーケット係数

A : 延べ面積(m²)

K : 2.0 { 一般物販店の処理対象人員の算定が、営業時間8時間として算定されているため、通常の営業時間8時間を1.0、残りの16時間を1.0として求めた係数 }

【汚水量】 $15 (l/m^2 \cdot \text{日}) \times K = 30 (l/m^2 \cdot \text{日})$

K : 2.0

6 娯楽施設関係

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		合併処理対象			
			算定式	算定単位	汚水量	BOD		
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場	$n = 0.075A$	n : 人員(人) A : 延べ面積(㎡)	15 (l/㎡・日)	150 (mg/l)	
		ロ	パチンコ店	$n = 0.11A$		22 (l/㎡・日)		
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ	$n = 0.15A$		30 (l/㎡・日)		
		ニ	ディスコ	$n = 0.50A$		100 (l/㎡・日)		
		ホ	ゴルフ練習場	$n = 0.25S$	n : 人員(人) S : 打席数(席)	50 (l/席・日)		
		ヘ	ボウリング場	$n = 2.50L$	n : 人員(人) L : レーン数(レーン)	500 (l/レーン・日)		
		ト	バッティング場	$n = 0.20S$	n : 人員(人) S : 打席数(席)	40 (l/席・日)		
		チ	テニスコर्ट	ナイター施設を設ける場合	$n = 3S$	n : 人員(人) S : コート面数(面)		600 (l/面・日)
				ナイター施設を設けない場合	$n = 2S$			400 (l/面・日)
		リ	遊園地・海水浴場	$n = 16C$	n : 人員(人) C注(1) : 総便器数(個)	2400 (l/個・日)		260 (mg/l)
		ヌ	プール・スケート場	$n = \frac{20C+120U}{8} \times t$	n : 人員(人) C : 大便器数(個) U注(2) : 小便器数(個) t = 単位便器当たり1日平均使用時間(時間) t = 1.0~2.0	——— 単独 50(l/人・日)		150 (mg/l)
		ル	キャンプ場	$n = 0.56P$	n : 人員(人) P : 収容人員(人)	70 (l/人・日)		320 (mg/l)
ヲ	ゴルフ場	$n = 21H$	n : 人員(人) H : ホール数(ホール)	250 (l/人・日)	130 (mg/l)			

注(1) 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数

注(2) 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1/2を小便器数とみなす。

- イ「玉突場・卓球場」に喫茶コーナーなどが設けられている場合は、その部分を加算する。(「飲食店又は喫茶店」として算定する。)

- ロ「パチンコ店」で従業員宿舎がある場合は、2ーハ「寄宿舍」を適用する。また、汚水量算定では、次のとおりとする。

$$\text{汚水量} = 22\text{l} / \text{m}^2 \cdot \text{日} \times (\text{全居室面積注(3)})$$

注(3)パチンコホール部分は、全て対象とする。

- ホ「ゴルフ練習場」は、営業時間を10時間/日と想定しているため、営業時間によって、n、汚水量とも増減できる。
- ヘ「ボウリング場」についても同上。
- チ「テニス場」も同上。また、クラブハウスのある場合は、これを体育館に準じて加算する。
- ヌ「プール」で、学校に設けられたものは $t=1.0$ とできる。
- ル「キャンプ場」で、いわゆる山小屋・山荘などがある場合は、これを「ホテル・旅館」と見なす。
- ヲ「ゴルフ場」で、コースの途中に設けられている浄化槽の n は、21Hに含めずに、別途設定する。(通常 $n=5$ 程度)

建 築 用 途	適用項目
カラオケボックス・カラオケルーム(飲食を提供しない施設)	6 - ハ
エアロビクスダンス場・ダンスホール	6 - ニ
屋外ゲートボール場	6 - チ
梨狩り・ブドウ狩り等の観光農園	6 - リ

国土交通省住宅局建築指導課浄化槽の設計運用指針による

7 駐車場関係

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		合併処理対象			
				算定式	算定単位	汚水量	BOD		
7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所	売店なしPA	$n = 2.55P$	n : 人員(人) P : 駐車まず数(まず)	340 (l/まず・日)	300 (mg/l)
					一般部	$n = 3.6P$		480 (l/まず・日)	
				観光部	$n = 3.83P$	510 (l/まず・日)			
				売店	一般部	$n = 2.66P$		180 (l/まず・日)	
		観光部	$n = 2.81P$		190 (l/まず・日)	590 (mg/l)			
			ロ	駐車場・自動車車庫	$n = \frac{20C+120U}{8} \times t$		n : 人員(人) C : 大便器数(個) U注(1) : 小便器数(個) t : 単位便器当たり1日平均使用時間(時間) t = 0.4~2.0	単独 50(l/人・日)	単独 260(mg/l)
ハ	ガソリンスタンド	ノズル個数8以上	$n = 20$	1営業所あたり	150 (l/日)	150 (mg/l)			
		ノズル個数8未満	$n = 10$		150 (l/日)	150 (mg/l)			

注(1)女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1/2を小便器数と見なす。

- イ「サービスエリア」は高速道路、自動車専用道路及び有料道路に設けられたものを想定している。ただし、一般道路沿いであっても駐車スペースが十分にある売店では、ある程度(全体のまずの1/3)を当該売店の適用として算定する。

8 学校施設関係

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		合併処理対象	
				算定式	算定単位	汚水量	BOD
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園 小学校・中学校	$n = 0.2P$	n : 人員(人) P : 定員(人)	50 (l/人・日)	180 (mg/l)
		ロ	高等学校・大学 各種学校	$n = 0.25P$		60 (l/人・日)	180 (mg/l)
		ハ	図書館	$n = 0.08A$	n : 人員(人) A : 延べ面積(m ²)	16 (l/m ² ・日)	150 (mg/l)

- 夜間高校、二部制大学の場合は、その定員の1/4を処理対象人員（n）に加える。
- 定員 $P = \{(\text{設置基準による人数注(1)} \times \text{クラス数} + \text{職員数})\}$ とするが、これによらない場合は、人口統計等の証明書（市町村長名）の提出が必要。

注(1) 幼稚園35人/クラス、その他40人/クラス

建 築 用 途	適用項目
お花・お茶・ピアノ等の教室・カルチャーセンター・学習塾・託児所・盲学校・ろう学校・養護学校・学童保育所	8 - イ
自動車教習所・高等専門学校・予備校	8 - ロ
美術館・博物館・展示場	8 - ハ

国土交通省住宅局建築指導課浄化槽の設計運用指針による

9 事務所関係

類似用途別番号	建 築 用 途		処理対象人員		合併処理対象		
			算定式	算定単位	汚水量	BOD	
9	事務所関係	事務所	業務用厨房設備を設ける場合	$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	10 (l/㎡・日)	200 (mg/l)
			業務用厨房設備を設けない場合	$n = 0.06A$		10 (l/㎡・日)	200 (mg/l)

- 業務用厨房設備とは、社員食堂や一般飲食店など食事を調理し、提供できる施設をいう。従って、単なる湯沸室や、食事スペースは含まれない。また、1階や地階にあり、社員主対象とは考えられないものは、5-ハ「飲食店」あるいは5-ニ「喫茶店」として扱う。

建 築 用 途	適用項目
銀行・庁舎・証券会社・派出所・郵便局（事務部）・研修所（宿泊施設のない）	9 - イ

国土交通省住宅局建築指導課浄化槽の設計運用指針による

10 作業場関係

類似用途別番号	建 築 用 途		処理対象人員		合併処理対象		
			算定式	算定単位	汚水量	BOD	
10	作業場関係	工場・作業所 研究所 試験所	業務用厨房設備を設ける場合	$n = 0.75P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	100 (l/人・日)	300 (mg/l)
			業務用厨房設備を設けない場合	$n = 0.30P$		60 (l/人・日)	150 (mg/l)

- 業務用厨房設備とは、給食用厨房設備をいう。
- 食堂はあっても外部から食事を搬入する場合は、業務用厨房設備を設けない場合を適用する。
- 2交替制、3交替制の場合は、それぞれの定員を加算する。
- 作業員用の浴室等が設けられている場合は、業務用厨房設備を設ける場合として扱う。

建 築 用 途	適用項目
倉庫・アトリエ・郵便局(作業部分)・卸売店舗・授産施設(宿泊施設のない)	10-イ 原則として、主たる建築用途の一部として算定する。ただし、倉庫の占める割合が大きく、おおむね延べ面積の1/4を超える場合は「作業所関係イ」の項により算定してもよい。

国土交通省住宅局建築指導課浄化槽の設計運用指針による

11 1 ~ 10 の用途に属さない施設

類似用途別番号	建 築 用 途		処理対象人員		合併処理対象		
			算定式	算定単位	汚水量	BOD	
11	イ	市場	$n = 0.02A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m ²)	4.2 (l/m ² ・日)	200 (mg/l)	
		公衆浴場	$n = 0.17A$		33 (l/m ² ・日)	50 (mg/l)	
	ハ	公衆便所	$n = 16C$	n : 人員 (人) C注(1) : 総便器数 (個)	—	—	
	ニ	駅・バスターミナル	P<100,000の場合	$n = 0.008P$	n : 人員 (人) P : 乗降客数(人/日)	—	—
			100,000≤P<200,000の場合	$n = 0.010P$			
			200,000≤Pの場合	$n = 0.013P$			

注(1)大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数

建 築 用 途	建築用途
サウナバス・健康ランド浴場・レジャー浴場	11 - □
住宅展示場内の便所・公園の便所	11 - ハ

国土交通省住宅局建築指導課浄化槽の設計運用指針による

● 公衆便所の算定

(平成15年2月18日以降)

計画汚水量＝し尿＋雑排水

※ し尿：人員×50l/人・日

※ 雑排水：(手洗い・掃除流し等)個数×5l/個×20回転

上記の計画汚水量が10口以下の場合は以下の式で算定し、小型合併浄化槽の使用を認める。

小型合併浄化槽入槽＝計画汚水量÷1人槽当たりの水量×BOD負荷の比

1人槽当たりの水量：200l

$$\text{BOD負荷の比} : \frac{260}{200} = 1.3$$

3. 増築の場合の取扱い

増築部分を併せて新基準に適合(n、汚水量とも)するのが原則である。以下に、例外的に取り扱ってもやむを得ない場合を列挙するが、あくまでも例外的なものであり、総合的判断によっては適用できない場合がある。

1. 算定単位に関係のない増築の場合

1) 増築部分にし尿・雑排水施設の設置を伴わない場合

現在の浄化槽で増築可。

(例) 病院の倉庫の増築

定員を便器数で算定するものの増築

(注) 既存建物が旧基準に適合し、新基準によると不適合となる場合も可。(浄化槽の既存不適格)

2) 増築部分にし尿・雑排水施設の設置を伴う場合

①新たに浄化槽を増設する場合

棟ごと又は明確な区画範囲を処理対象部分とし、類似用途で算定する。

ただし、明確な区画ができない場合は、既存部分の算定人員の10%~30%(人の移動頻度)を加える。

②浄化槽を設置しない場合

イ) 既存に合併が設置されている場合

し尿・雑排水とも既存に接続可。

ロ) 既存に単独が設置されている場合(ただし、昭和55年建設省告示第1292号第1第一号から第三号までの規定に適合している構造のものに限る。)

し尿は既存に接続し、雑排水は従来どおり敷地外へ放流する。

2. 算定単位に関係のある増築の場合

①増築部分に、し尿・雑排水施設の設置を伴わない場合

敷地単位で不足分の浄化槽を増設しても可。

ただし、汚水量の適正な配分が新旧の浄化槽に対して可能な場合に限る。

②増築部分に、し尿・雑排水施設の設置を伴う場合

棟ごと、または明確な区画の範囲ごとに算出しても可。

ただし、明確な区画ができない場合は、既存部分の算定人員の10%~30%(人の移動頻度)を加える。

4. 用途変更による処理対象人員の算定について

(凡例)

- ・用途変更前の建物全体の処理対象人員 n_0
 - ・既存に設置されている浄化槽の処理対象人員 n'_0
 - ・用途変更された部分の用途変更前の処理対象人員 n_1
 - ・用途変更された部分の用途変更後の処理対象人員 n_2
- 今回用途変更する部分の浄化槽処理対象人員は、
- n_2 (i)

または

$$\underbrace{n_0 - n_1 + n_2}_{\text{波線部}} - n'_0 \text{ (ii)}$$

波線部は、用途変更後の建物全体の処理対象人員

(注) (i) 式においては、用途変更する部分のし尿・雑排水径路は既存浄化槽から増設浄化槽へつなぎ替えること。

(ii) 式においては、汚水量の適正な配分が新旧の浄化槽に対して可能な場合に限る。

用途変更できるのは、竣工後1年以上経過したものとする。

5. その他

●貸店舗など、テナントが決まっていない場合

①建築主が用途を指定した場合(平面図等に明示した場合)

(イ) 指定した用途により処理対象人員算定してよいが、用途変更により算定人員を超える場合は違反となる旨周知すること。

②用途未定の場合

想定できる店種のうち最も安全側で設計するのが望ましいが、不可能な場合は、次のとおりとする。

(ロ) 下駄ばきマンションの類

1 / 2 以上を喫茶店と想定する。他は一般店舗でもやむを得ない。

(ハ) テナントビルの1階または地階の飲食店街

500㎡を超えるものは $n=1.0A$ で、500㎡以下のものは $n=0.8A$ で計算する。

(ニ) マーケットなどのテナントの場合

規模により、算定人員の20%~40%を $n=0.5A$ (喫茶店相当) とする。
(大規模) ~ (小規模)

なお、上記 (イ) ~ (ニ) の場合は、建築主の誓約書が必要である。

参考資料 1 - 2

浄化槽改修に伴う人員算定について

法第31条令32条第1項 昭和44年建設省告示第3184号JIS A 3302-2000 取扱
平成17年3月23日 徳島県県土整備部建築開発指導課長通知 第1248号

次の各号のいずれにも適合する場合、処理対象人員を5人とすることができる。

- ① 徳島県浄化槽整備事業補助金交付要綱第3条（2）に定める浄化槽市町村整備推進事業により設置される浄化槽であること。
- ② 処理対象人員が明らかに実状にそわないと判断されるものであること。
- ③ 建築物の新築、増築又は改築を伴わない浄化槽設置工事であること。
- ④ 戸建て専用住宅に設置するものであること。
- ⑤ 居住する者が3人以下であること。

各条件についての補足

各条件は、それぞれ次の理由により設定した。

- ① 浄化槽市町村整備推進事業により設置される浄化槽は、市町村が設置し、保守点検等についても市町村を通じて行うこととなり、適切な水質管理が期待できるため。
- ② 将来的に居住者が5人を超えることがないと見込まれる場合について適用する。規模の大きな住宅に高齢者夫婦世帯、高齢者単独世帯等が居住する場合等が考えられる。
- ③ この取り扱いは、既存住宅での浄化槽取り替えを対象としているため、新築等の工事を伴う場合は緩和の対象とならない。（ただし、模様替え等を契機として浄化槽を変更する場合も想定されるため、移転、修繕、模様替えを同時に行うことは差し支えないものとする。）
- ④ 兼用住宅については、処理対象人員に不確定要素が多いため緩和の対象としない。
- ⑤ 将来的な不測の変動に対処できるよう浄化槽の能力に余裕を持たせたものである。（従来の運用方針に準拠）

参考資料 2 - 1

合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について

平成元年2月8日衛浄第8号
各都道府県浄化槽行政主管部（局）長宛
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知

浄化槽行政の推進については、かねてより種々御配慮いただいているところである。

さて、合併処理浄化槽設置整備事業については、平成元年度予算案で21億円に大幅に増額され、厚生省においては、合併処理浄化槽を生活排水対策の柱として全国的に普及を図ることとしている。

このような合併処理浄化槽に対する社会的な期待に応えるためには、浄化槽関係者が適正な施工及び維持管理の実施に努めることが重要であり、このため、昭和63年9月12日付け衛浄第56号厚生省生活衛生局水道環境部長通知「合併処理浄化槽設置整備事業の推進について」においても、適正な施工及び維持管理体制の整備に努められるよう依頼したところである。

については、適正な施工を確保するため、平成元年度より、国庫補助金の交付を受ける合併処理浄化槽設置整備事業の実施については、別紙のとおり運用を行うこととしたので貴管下市町村(一部事務組合を含む。)に対する指導方よろしくお願いいたしたい。

(別紙)

- 1 浄化槽工事業者が撮影した次の写真の提出を補助金申請者に義務付け、その内容を市町村において審査すること。なお、下記2に示す施工の現場での確認の際に、次の内容を市町村自らあわせて確認する場合には、当該事項に係る写真の提出を省略しても差し支えない。

写真の種類	審査のポイント	備考
1. 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真	浄化槽設備士が工事を実施に監督しているか。又は自ら工事を行っているか。	
2. 基礎工事の状況を示す写真	栗石地業及びすてコンクリートを打っているか。	
3. 据付工事の状況を示す写真	水張りをを行い、水平を保ちつつ、水じめ及び突き固めを行っているか。	水準器等を用い、水平を確認しつつ、水じめおよび突き固めを行っている状況を撮影する。
4. かさ上げの状況を示す写真	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか	スケールをあてるなどして、かさ上げ高さがわかるように撮影する。

- 2 昭和62年6月17日付け衛浄第4号厚生省生活衛生局水道環境部長通知別紙「合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱」の「第4. 工事施工監督」に関し、原則として次の事項を施工の現場において確認すること。なお、これらの事項の確認に代えて、別表に示すチェックリストを浄化槽工事業者から提出させることとしても差し支えない。

検査項目	検査のポイント	備考
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がない。	必要に応じ水を流して確認すること。
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。雨水や工場排水等が流入していないか。	
4 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきにくい場所に設置されていないか。保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	

<参考>前記のほか、次の事項についても施工の現場において確認することが望ましい。

検査項目	検査のポイント	備考
1 漏水の有無 2 浄化槽本体の水平の状況	漏水が生じてないか。水平が保たれているか。	各室(槽)の水位差により確認する水準器、槽内壁に示されている水準目安線・越流せき・各室(槽)の水位、流入管底・放流管底との水位差等により確認する。
3 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。	
4 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。空気の出方や水流に片寄りはないか。	
5 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設置に変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。薬剤筒は傾いていないか。	
6 ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプ升に変形や破損はないか。また、漏水のおそれはないか。ポンプが2台以上設置されているか。設計どおりの能力のポンプが設置されているか。ポンプの固定が十分行われているか。また、取りはずしが可能か。ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
7 ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。固定が十分行われているか。アースはなされているか。漏電のおそれはないか。	

3 上記1及び2の検査並びに浄化槽法第7条に基づく設置後等の水質検査の結果、改善を要する事項の指摘があった場合には、速やかに改善措置を講じる旨を、浄化槽工事業者との契約に当たって明確にすることを、補助申請者に義務付けること。この指導に当たって、別添のモデル契約書を参考とされたい。

〈別表〉 チェックリスト

検査項目	チェックポイント	欄
1 流入管きょ及び放流管きょ勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設置(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプ升に変形や破損はないか。	
	ポンプ升に漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14 ブローの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	

上記のとおり確認したことを証します。

年 月 日

担当浄化槽設備士氏名

Ⓜ

(浄化槽設備士免状の交付番号

)

別添

工事請負契約書モデル

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び浄化槽工事業者（以下「乙」という。）は、〇〇市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設備工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 〇〇市◇◇町□番地

工事の期間 年 月 日～ 年 月 日

設置する浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上・放流水のBODが20mg/L(日間平均値)以下の機能を有するところの、別添する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽

工事の請負代金及び支払方法

金額
支払方法 1現金 2その他() 円

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第4条 乙はこの契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士____に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び〇〇市が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由に生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、〇〇市が定める__に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手續を要せずこの契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手續が受理されず、又は認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合は、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手續きを要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日(工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅延日数1日につき、請負代金総額の〇分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は該当金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩〇銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 注文者 住所
氏名

Ⓜ

乙 請負者 住所
氏名

Ⓜ

(浄化槽工事業登録番号

又は届出番号

)

別 添

国庫補助対象合併処理浄化槽の施工に関する審査について（解説）

I 提出写真について

【写真1】浄化槽設備士が実施に監督していることを証する写真

【審査のポイント】

浄化槽設備士が工事を実地に監督しているか。または自ら工事を行っているか。

【解説】
(法令等)

〈浄化槽法〉

第29条

3 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実施に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りではない。

4 浄化槽設備士は、その職務を行うときは、建設省令で定める浄化槽設備士証を携帯していなければならない。

第30条 浄化槽工事業者は、建設省令で定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の建設省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

〈浄化槽工事業に係る登録等に係る省令〉

第9条 法第30条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名または名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録番号及び登録年月日
- 三 浄化槽設備士の氏名

2 法第30条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識は、別記様式第8号によるものとする。

3 法第33条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされた者(以下「特例浄化槽工事業者」という。)については、前2項の規定は、第1項第二号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、前項中「別記様式第8号」とあるのは「別記様式第9号」と読み替えて適用する。

別記様式8号

← 35cm以上 →

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(登)第 号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

↑
25
cm
以
上
↓

備考
浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式 9 号
← 35cm以上 →

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(届)第 号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

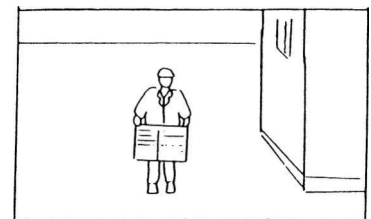
↑
25
cm
以上
↓

備考
浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

【写真のポイント】

この写真では、当該浄化槽の設置場所で、浄化槽設備士が実地に作業に当たっていることが分かる写真を写すことがポイントとなる。浄化槽設備士が、正面を向いて、上記の標識を掲げ、背景に工事を行う場所(設置予定地)の周辺状況(地面、家屋等)とともに写っていること。

なお、標識板の記載事項が判読できることが望ましい。



〈写真－1〉

【写真 2】基礎工事の状況を示す写真

【審査のポイント】

栗石地業及びすてコンクリートを打っているか。

【解説】

(作業内容について)

- ①掘削後、栗石地業を行い、十分につき固める。
- ②その上にすてコンクリートを水平に打ち、所定の深さとする。
- ③十分な養生の期間をとる。

(法令等)

〈浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令〉

第 1 条

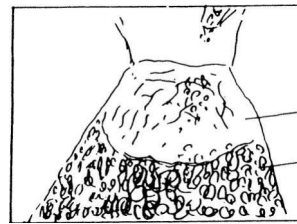
- 六 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。
- 七 基礎の状況等に関する記録を作成すること。
- 八 コンクリートの打ち込みは、打上がり均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。

【写真のポイント】

不等沈下防止のための基礎工事を行ったことが分かる写真を残す。

〈1枚だけで写す場合には〉

栗石地業を行った後、すてコンクリートを打っている所の写真を写す。



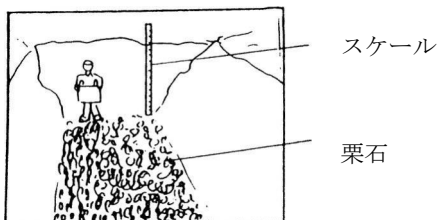
すてコンクリート
栗石

写真－２の１
１枚だけの写真

〈２枚に分けて写す場合には〉

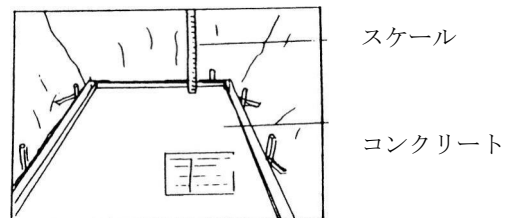
１枚目の写真 栗石地業を行ったこと分かる写真、すなわち栗石のつき固めが終了後、深さの分かるスケールとともに写す。

２枚目の写真 コンクリートを打った写真すなわち、コンクリート厚の分かるスケールとともに写す。



スケール
栗石

写真－２の２
栗石地業



スケール
コンクリート

写真－２の３
コンクリート養生後

【写真３】据付工事の状況を示す写真

【審査のポイント】

水張りを行い、水平を保ちつつ、水じめ及び突き固めを行っているか。

【解説】

(作業内容について)

- ① 据付時には、石などを落とさないように静かに本体を吊りおろし、流入管底や放流管底のレベル及び本体の水平の確認を行う。
- ② 埋め戻しの前に水張りを行うことは、次のような理由から必ず行わなければならない。
 - ア 水張りにより、槽本体を安定化させ、埋め戻しの際に本体が据え付け位置からずれたり、水平が狂うことを防止する。
 - イ 水張りにより、埋め戻しの際の土圧により生じる本体及び内部設備に変形等が生じるおそれを防ぐ。
 - ウ 水張りにより、水準目安線等から水平を確認する。なお、水張りの途中であってもア、イ、ウの要件を満たせば③の埋め戻しの作業に入っても差し支えない。
- ③ 石などの混入していない良質の土砂等を用いて周囲を均等に埋め戻す。埋め戻しの際には、水じめおよびつき固めの作業を何回かに分けて行う。

FRP 製浄化槽は本体の中央部がふくれた形のものが多く、まず、下半分を完全に水じめによってつき固め、その後同様に上半分の埋め戻しを行う。このような注意を怠ると、下部に空隙を生じ、不等沈下や破損の原因となる。

(法令等)

〈浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令〉

第1条

5. ニ 埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。

ホ 法第13条第1項又は第2項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。

【写真のポイント】

水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っている事が分かる写真を残す。

そのためには、以下の道具等が写っていることが必要である。

ア 本体の水平を確認するための水準器

(これに代えて、水準目安線や越流せき、流入、放流、移流管等の状況を浄化槽設備士等が確認していることを写した別の写真でも良い)

イ 埋め戻しの高さを示すスケール

ウ 水張り及び水じめに用いるホース

エ つき固め用の器具(つき棒、ランマー等)および埋め戻しに用いている土砂(本体をきずつけるおそれのある石などがない土砂)。

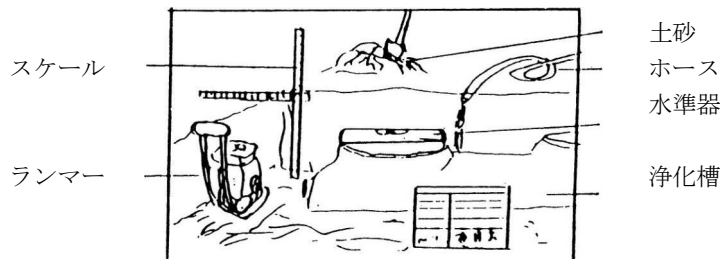


写真-3

【写真4】かさ上げの状況を示す写真

【審査のポイント】

バルブ操作などの維持管理を容易に行うことができるか。

【解説】

浄化槽本体までの導入管が長いと勾配を確保するために槽を深埋めする場合がある。その際にマンホール蓋と本体との間にマンホールカラーを用いて、マンホール蓋のかさ上げを行うことになる。かさ上げの高さは、以下の要因から制約をうける。

ア 保守点検前に、バルブ等の操作や、薬剤の補充を行えるように、確実に手が届くこと。

イ 槽内の外観(スカムの発生状況、接触ばつ気槽の水流、移流管等)が日視による点検が可能なこと。

ウ 深埋めによって、より大きな土圧がかかり、本体及び内部設備の変形破損を生じるおそれがないこと。

維持管理を容易に行うことができるかさ上げの高さは、マンホールの大きさやバルブの位置などによって異なるが、ア、イ、ウを考慮すると、当面おおむね 30cm 以上とならざるを得ない場合には、ピット構造とする等の対策がいる。

【写真のポイント】

マンホール蓋の高さから、バルブ等の操作が可能であるかが分かる写真を残す。そのためには、バルブの上端からマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールをあてた写真を写す。

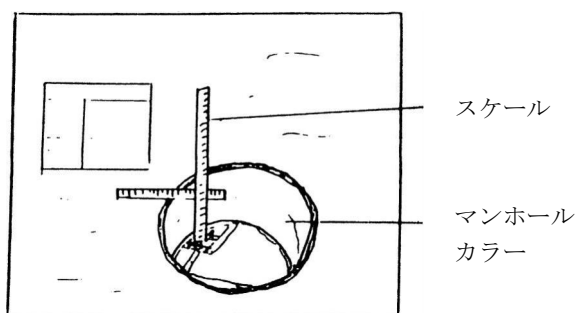


写真-4

II 施工の現場において確認する事項について

【検査項目1】 流入管きよ及び放流管きよの勾配

【検査ポイント】

汚物や排水の停滞がないか。

【確認の方法及び内容】

管きよの始点より、水を流して升等の管内が日視できるところで確認する。

【参考】

- ① 管きよの勾配は、100分の1以上とすること。(下水道法施行令第8条第5号)
- ② 排水横主管は、凹凸がなく、かつ適切な勾配で配管するものとし、その勾配は、次表による。

管 径[mm]	勾 配
65以下	最小1/ 50
75, 100	最小1/100
125	最小1/150
150以上	最小1/200

(空気調和・衛生設備工事標準仕様書HASS010-1986)

【検査項目 2】 放流先の状況

【検査のポイント】

放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。

【確認の方法及び内容】

- ①放流水路の水位上昇時のこん跡を見る、あるいは、聞き取り調査によって、水位が最大どこまで上昇するかを確認する。
- ②放流水路の水位は、降雨や融雪により上昇する場合、かんがい期に水路の水位を上昇させる場合等があるので、留意する必要がある。

【検査項目 3】 誤接続等の有無

【検査ポイント】

- ①生活排水が全て接続されているか。
- ②雨水や工場排水等が流入していないか。

【確認の方法及び内容】

- ①台所、便所、洗濯、風呂場等の排水口から水を流してみる。
- ②雨水、工場排水管をたどってみる。
- ③配管図面との確認を行うことが望ましい。

【検査項目 4】 升の位置及び種類

【検査ポイント】

起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。

【確認の方法及び内容】

- ①起点 各排水が屋外に出た所に升が設置されているか。
- ②屈曲点 45度以上の屈曲点、落差のある所に升が設置されているか。
- ③合流点 2系統以上の排水の合流点に升が設置されているか。
- ④間隔 直線部分においても管きよの点検や清掃が行える間隔に設置されているか。

【参考】

ア 排水管の直線部分では排水管の内径の120倍を超えない範囲内に升を設置すること。
(下水道排水設備指針(1987年版(財)日本下水道協会))

イ 市町村の施工基準等に定められている場合は、それに従うこと。

- ⑤升の種類 全てインバート升とし、雨水等が入らないよう密閉できる蓋となっているか。

【参考】

- ①トラップ升について

浄化槽から発生する臭気が家屋内に流入することを防止するため、導入管きよにはトラップを設ける必要があるが、以下の事項に留意する。

- ア 二重トラップとにならないこと。(例えば、風呂場の排水管にトラップがついている場合は、屋外配管の始点に設ける升は、トラップ升としてはならない。)
 - イ 臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止出来ること。
 - ウ 汚物等が沈殿しない構造とすること。
 - エ 容易に掃除が出来ること。(給排水設備技術基準(昭和50年建設省告示第1597号))
- ② 升の大きさについて
- 管きよの点検や掃除を容易に行うため以下の事項に留意する。
- 内径又は内のり15cm以上の円形又は角型とし、堅固で耐久性及び耐震性のある構造とすること。(下水道排水設備指針(1996年版(社)日本下水道協会))

【検査項目5】 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ

【検査ポイント】

管の露出等により変形、破損のおそれはないか。

【確認の方法及び内容】

配管上部の使用状況の聞き取りを行ったうえで、次の点の確認を行う。

①管の上部を人の通行等がある場合は、覆土がなされていること。

【参考】この場合、20cm以上の覆土をすることが望ましい。

(下水道排水設備指針(1987年版(財)日本下水道協会))

②自動車等が通る場合は、スラブ打ちを行っていること。

③雨水等により、土砂が流出し、管が露出するおそれがないこと。

④やむを得ず露出配管としている場合は、外部からの衝撃に対する防御策や耐候性等が配慮されていること。

【検査項目6】 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況

【検査ポイント】

①保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。

②保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。

【確認の方法及び内容】

保守点検、清掃を行うには、少なくとも浄化槽本体上部の空間が確保されている事が前提となる。

Ⅲ Ⅱのほか、施工の現場において確認することが望ましい事項について

【検査項目 1】漏水の有無

【検査ポイント】

漏水が生じていないか。

【確認の方法及び内容】

槽内を満水状態にした後、24時間後の各室の水位を比べ、各室の水位差に変化が生じていないかを確認する。(空気調和・衛生設備工事標準仕様書 HASS010-1986)

【検査項目 2】浄化槽本体の水平の状況

【検査のポイント】

水平が保たれているか。

【確認の方法及び内容】

水準器、槽内壁に示されている水準目安線、越流せき及び各室(槽)の水位、流入管底・放流管底との水位差等により確認する。

【検査項目 3】接触材等の変形、破損、固定の状況

【検査のポイント】

嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。

【確認の方法及び内容】

- ①目視により、接触材及び接触材おさえ等に変形、破損はないかを調べる。
- ②逆洗装置を稼働させるなどして接触材が動いたりすることはないかを確認する。可能ならば、手で固定の状況を確認する。

【検査項目 4】ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況

【検査ポイント】

- ①各装置に変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。
- ②空気の出方や水流に片寄りはないか。

【確認の方法及び内容】

- ①目視により、送気管や汚泥移送管の変形、破損はないかを調べる。

- ②固定については、水面上の配管部分を手でゆするなどして調べる。
- ③ばっ気装置や、逆洗装置にあつては、実際に稼働させてみて気泡が均等に出るかどうか、また水流に片寄りがないかどうかを調べる。
- ④バルブ操作による送気の切替えを行って十分な送気が行えるかどうかを確認する。
また、空気の逃がしバルブがある場合は、バルブの操作によって、送気量の調節が可能かどうかを確認する。

【検査項目 5】 消毒設備の変形、破損、固定の状況

【検査ポイント】

- ①消毒設備に変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。
- ②薬剤筒は傾いていないか。

【確認の方法及び内容】

- ①消毒設備の変形、破損については、目視や実際に取り外して調べてみる。
- ②薬剤筒が傾いたまま固定されていると、薬剤と水との接触が十分に行えないので、薬剤筒のスリットを通して接触が十分になされているかを、実際に水を流してみても目視で確認する。

【検査項目 6】 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況

【検査ポイント】

- ①ポンプ弁に変形や破損はないか。また、漏水のおそれはないか。
- ②ポンプが2台以上設置されているか。
- ③設計どおりの能力のポンプが設置されているか。
- ④ポンプの固定が十分行われているか。また、取りはずしが可能か。
- ⑤ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。

【確認の方法及び内容】

- ①ポンプ弁の変形、破損については、目視等で確認し、また漏水については、弁の底板や、壁面の接合部等から漏水のおそれがあるので、本体と同様に、水張りを行つた後、24時間後の水位との比較を行う。
- ②ポンプは通常1台稼働で、もう1台は予備となるが、予備のポンプを設けておかないと故障時や異常に多量の汚水が流入した時に対応できないため2台以上設置する必要がある。また、2台は、同一能力とし、普段から自動的に交互運転できることが望ましい。
- ③ポンプの能力や、ポンプ弁の容量が設計図書と同一であることを確認する必要がある。
- ④ポンプは、固定が十分でない、起動時や停止時に設置位置が動いてしまうことがあり、移送管の変形や、レベルスイッチの作動の妨げとなることがあるので、ガイドパイプ等で固定されているかどうかを確認する。
- ⑤特に原水ポンプでは、固形物等により目づまりを生じるおそれがあるため、保守点検時にポンプを引き上げて、ごみ等を取り除く必要がある。そのため、取り外しが容易に行えるかどうかを確認する。
- ⑥ポンプ弁の平面積が小さい場合には、フロート式スイッチを用いると、フロートが配管等にひっかかってしまいポンプの誤作動を生じることがある。そのため、ポンプを作動させてみて、フロート式ス

スイッチが正しく作動できる状況にあるかどうかを調べる。正しく作動できないおそれのある場合は電極棒式のレベルスイッチとする必要がある。

【検査項目7】ブロワの設置，稼働状況

【検査ポイント】

- ①防振対策がなされているか。
- ②固定が十分行われているか。
- ③アースはなされているか。
- ④漏電のおそれはないか。

【確認の方法及び内容】

- ①ブロワに防振ゴム等がしっかりはめ込まれているかどうかを確認する。建物の土台と縁切りされた土台に据え付けられていることが望ましい。また，固定が十分に行われていないと，振動によって，ブロワが動いてしまい，送気管等の変形の原因となるおそれを生ずる。
- ②ブロワは，一般に屋外に設置されるため，風雨等にさらされており，万一の漏電にそなえて，アースを必ず行う。また，電源は，防水型のスイッチ差し込みコンセントとなっているかを確認する。

IV チェックリストについて

II及びIIIによるほか，次のとおりとする。

（ 下記以外のチェックリストの検査項目1～5，8～14は，IIの検査項目1～5およびIIIの検査項目1～7に対応するので，そちらを参照。 ）

【検査項目8】かさ上げの状況

【検査ポイント】

バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。

【確認の方法及び内容】

- ①保守点検時に，バルブ等の操作や，薬剤の補充を行えるように確実に手が届くこと。
 - ②槽内の外観(スカムの発生状況，接触ばっ気槽の水流，移流管等)の目視による点検が可能なこと。
 - ③深埋めによって，より大きな土圧がかかり，本体及び内部設備の変形破損を生じるおそれがないこと。
- 維持管理を容易に行うことができるかさ上げの高さは，マンホールの大きさやバルブの位置などによって異なるが，①，②，③を考慮すると，当面おおむね30cm以内とすることが適当と考えられる。なお，30cm以上とならざるを得ない場合には，ピット構造とする等の対策がいる。

【検査項目9】浄化槽本体及びその周辺の状況

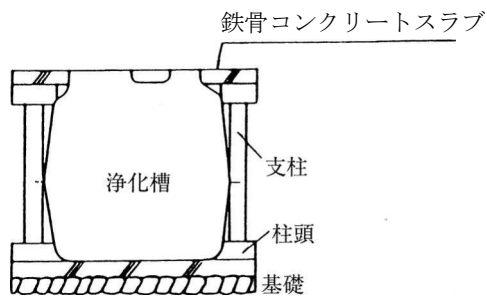
【検査ポイント】

コンクリートスラブが打たれているか。

【確認の方法及び内容】

通常、槽本体の変形、破損を防止するため、コンクリートスラブを打つことが必要であるので、適正にコンクリートスラブが打たれていることを確認する。なお上部の利用状況によっては、コンクリートスラブと基礎の間に支柱をたてる等の対策を講じて荷重が直接浄化槽本体にかからないような対策を講ずる場合もある。ただし、浄化槽によっては上部が一定加重以下の利用状況の場合、支柱をたてる等の対策が不要なものもある。

また、スラブを打つ時、マンホール蓋に余分なセメント等が入ることにより蓋が開かなくなるものがないよう十分注意する必要がある。



(昭和63年版 浄化槽設備士認定講習会テキスト)

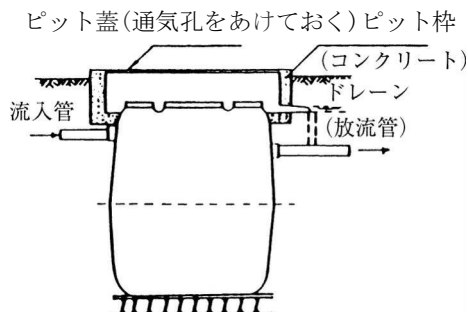
(財)浄化槽設備士センター・(財)日本環境整備教育センター編

【参考】

1 ピットの施工

流入管底が深くなり浄化槽本体を深埋めする場合や、寒冷地において、槽の水面を凍結深度以下にする必要がある場合などに、土圧対策や管理上の配慮からピットを設ける。

ピットは、維持管理が容易に行えるように空間に余裕をもって、浄化槽の周囲に設け、ピットの上面には、縞鋼板等で蓋をする構造となっている。

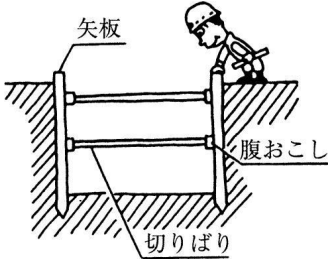


(昭和63年版 浄化槽設備士認定講習会テキスト)

(財)浄化槽設備士センター・(財)日本環境整備教育センター編

2 土留め工事

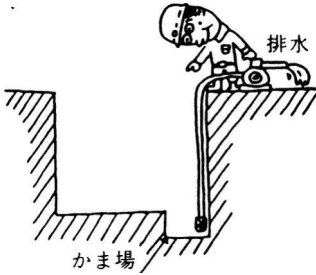
設置場所や土質によっては、掘削工事の際に地盤の崩壊を防止するために土留め工事の必要な場合がある。



(昭和61年版 浄化槽実務者ガイド 浄化槽工業会編)

3 水替え工事

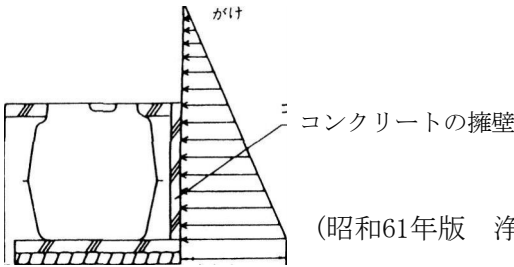
地層や地下水の状況によっては、工事の妨げとなる地下水等を除くため、水替え工事の必要な場合がある。



(昭和61年版 浄化槽実務者ガイド 浄化槽工業会編)

4 土圧等の対策

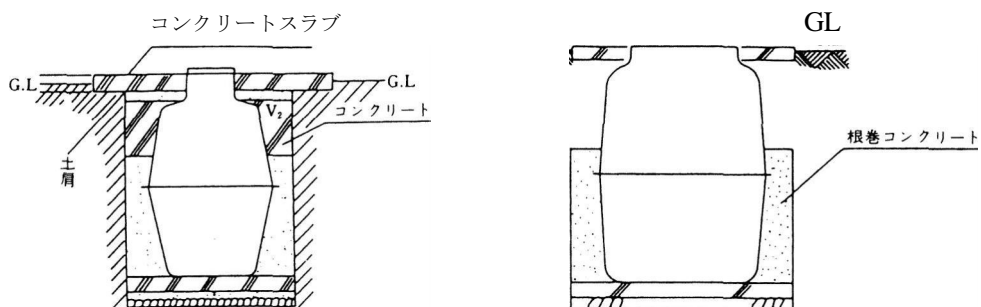
浄化槽本体に過度の荷重がかかる場合には、槽本体の変形、破損を防止するための対策を講ずる必要がある。大きな荷重のかかる場合とは、がけ下に浄化槽を設ける場合、交通量の多い道路ばた、家の基礎又は大きな建物に接して設置する場合等であり、その場合には、土圧に応じた鉄筋コンクリートの擁壁を設けたり土圧の影響を受けない所に設置するなどの対策が必要となる。



(昭和61年版 浄化槽実務者ガイド 浄化槽工業会編)

5 浮上防止策

地下水位が高く、大きな水圧がかかる場所に設置する場合には、槽の浮き上がりや槽本体の破損を防止するため、槽の周壁のまわりをコンクリートで固めるなどして、浮上防止対策を施す場合がある。



(昭和61年版 浄化槽実務者ガイド 浄化槽工業会編)

参考資料2-2 (1)補助金交付申請時に必要な書類

※申請時に必要→○ ※実績時でも提出可→△

書類名	市町村名	東みよし町	三好市	つるぎ町	美馬市	美波町	海陽町	牟岐町	那賀町	阿南市	吉野川市	阿波市	上勝町	勝浦町	小松島市	上板町	板野町	松茂町	鳴門市	神山町	石井町	佐那河内村	北島町	藍住町	徳島市	
1) 浄化槽設置届出書又は浄化槽設置計画書の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2) 建築確認申請書を伴う場合は、建築確認通知書(概要書)の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3) 建築確認申請書を伴う場合は、建築確認済証の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4) 浄化槽設置費用の見積書の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5) 建物の平面図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6) 設置場所の案内図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7) 浄化槽の配置配管図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8) 浄化槽の認定図面(構造図)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9) 登録浄化槽管理票(○票)及び登録証の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10) 保証登録証(処理対象人員が10人槽以下のもの)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11) 浄化槽設備士免状または特別講習修了書の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12) 住宅等を借りているものは、賃貸人の承諾書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13) 浄化槽法定検査申込書の写し(第7条検査)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14) 浄化槽第7条検査に係る費用を納付したことを証する書面(領収スタンプ押印)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15) 浄化槽第11条検査に係る費用を納付したことを証する書面(領収スタンプ押印)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16) 浄化槽維持管理標準契約書の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17) 納税証明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18) 現況配管図および現況配置平面図(転換の場合)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19) 単独槽廃止届出書の写し又は転換が確認できる書類(転換の場合)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20) 単独槽廃止届出書の写し又は現況施設の配置平面図及び写真(転換の場合)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21) 既設の単独槽(汲取槽)の写真及び位置図(転換の場合)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22) 浄化槽設置工事請負契約書の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23) 登記事項証明書の写し(購入申請の場合)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24) 浄化槽設置確認済証(購入申請の場合)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25) その他の市町村が必要と認める書類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※その他市町村が必要とする書類

鳴門市: 収支予算書、補助対象者の住民票。
神山町: 16)は神山町きれいな水づくり推進協議会の一括契約書でも可。
町民は、町税・水道・住宅家賃滞納がない旨の説明又は、納税状況を調査することの承諾書。新設の場合、設置場所に定住する旨の確約書。
上勝町: 撤去確約書(転換の場合)
牟岐町: 世帯全員の住民票

(注) 詳細は必ず各市町村窓口を確認してください。

参考資料2-2 (2)補助金実績報告時に必要な書類

書類名	市町村名	徳島市	藍住町	北島町	佐那河内村	石井町	神山町	鳴門市	松茂町	板野町	上板町	小松島市	勝浦町	上勝町	阿波市	吉野川市	阿南市	那賀町	牟岐町	海陽町	美波町	美馬市	つるぎ町	三好市	東みよし町
1) 工事請求書又は領収書の写し		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2) 浄化槽維持管理標準契約書の写し																									
3) 浄化槽法定検査申込書の写し(7条検査)																									
4) 浄化槽施工工事写真(施工中・完工後)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5) 浄化槽設置工事施工チェックリスト		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6) 旧施設(汲取槽又は単独浄化槽)の撤去前・中・後の写真(転換の場合)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7) 住民票または確約書(申請時に補助対象地域に住所を在しない者)																									
8) 浄化槽設置工事請負契約書の写し																									
9) 浄化槽廃止届出書の写し(転換の場合)																									
10) 浄化槽の使用を開始したことを証する書面の写し																									
11) 知事が認める浄化槽の維持管理に関する講習会に参加したことを証する書面		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※11)について、公益社団法人徳島県環境技術センターが発行する受講済ステツ カーで代用可能な市町村																									
12) 浄化槽法第11条に係る費用を納付したことを証する書面																									
13) その他市町村が必要と認める書類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※その他市町村が必要と認める書類

北島町: 誓約書(様式7号)
石井町: 汲取槽又は単独浄化槽の撤去が困難(家屋の倒壊等の恐れがある場合)である場合は誓約書が必要。(但し、この場合は転換補助のみの扱い)
阿南市: 浄化槽施工工事写真のチェックリスト
牟岐町: 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写し、誓約書(任意様式)
東みよし町: 誓約書(町独自様式)、印鑑登録証明書

(注) 詳細は必ず各市町村窓口を確認してください。

参考資料2-3 市町村補助金額一覧（平成28年5月1日現在）

	人槽	徳島市	藍住町	北島町	佐那河内村	石井町	神山町	鳴門市	松茂町	板野町	上板町	小松島市	勝浦町	上勝町	阿波市	吉野川市	阿南市	那賀町	美波町	牟岐町	海陽町	美馬市	つるぎ町	三好市	真みよし町	
新設	5人槽	81,000	100,000	90,000	430,000		332,000		60,000	223,000	169,000			332,000	60,000	165,000	332,000	550,000	168,000	362,000	198,000	168,000	166,000	168,000	168,000	
	7人槽	81,000	100,000	90,000	540,000		414,000		60,000	276,000	207,000			414,000	60,000	207,000	414,000	650,000	207,000	414,000	246,000	207,000	207,000	207,000	207,000	
	10人槽	81,000	100,000	90,000	800,000		548,000		60,000	367,000	276,000			548,000	60,000	273,000	548,000	850,000	276,000	510,000	327,000	276,000	274,000	274,000	276,000	
	11~20人槽				981,000									548,000				939,000								
	21~30人槽				1,668,000									735,000				1,472,000								
	31~50人槽				2,238,000									1,018,000				2,037,000								
転換	5人槽	332,000	332,000	332,000	430,000	332,000	332,000	300,000	323,000	223,000	332,000	150,000	415,000	332,000	432,000	332,000	332,000	432,000	322,000	472,000	332,000	332,000	332,000	332,000	332,000	
	7人槽	414,000	414,000	414,000	540,000	414,000	414,000	375,000	414,000	276,000	414,000	180,000	518,000	414,000	514,000	414,000	414,000	514,000	376,000	548,000	414,000	414,000	414,000	414,000	414,000	
	10人槽	548,000	548,000	548,000	800,000	548,000	548,000	495,000	548,000	367,000	548,000	210,000	685,000	548,000	548,000	648,000	548,000	648,000	466,000	692,000	548,000	548,000	548,000	548,000	548,000	
	11~20人槽				981,000									548,000				939,000	726,000							
	21~30人槽				1,668,000									735,000				1,472,000	1,080,000							
	31~50人槽				2,238,000									1,018,000				2,037,000	1,455,000							
新(下水道区域)内施設	5人槽														60,000										112,000	
	7人槽														60,000										138,000	
	10人槽														60,000										184,000	
	11~20人槽																									
	21~30人槽																									
	31~50人槽																									
転換(下水道地区内)	5人槽											150,000			432,000										221,000	
	7人槽											180,000			514,000										276,000	
	10人槽											210,000			648,000										365,000	
	11~20人槽																									
	21~30人槽																									
	31~50人槽																									
撤去補助	単独槽撤去	90,000	90,000	90,000		90,000		32,000			90,000	45,000	30,000	30,000				30,000			30,000			下表参照		
	汲取槽撤去	100,000	90,000	90,000		100,000		32,000			90,000	30,000	32,000	32,000				32,000			32,000			32,000		

海陽町：海陽町に籍のある方のみ対象となります（他町の方は住民票の移転が必要）。

三好市・単独槽撤去補助
 5人槽 60,000
 7人槽 70,000
 10人槽 80,000

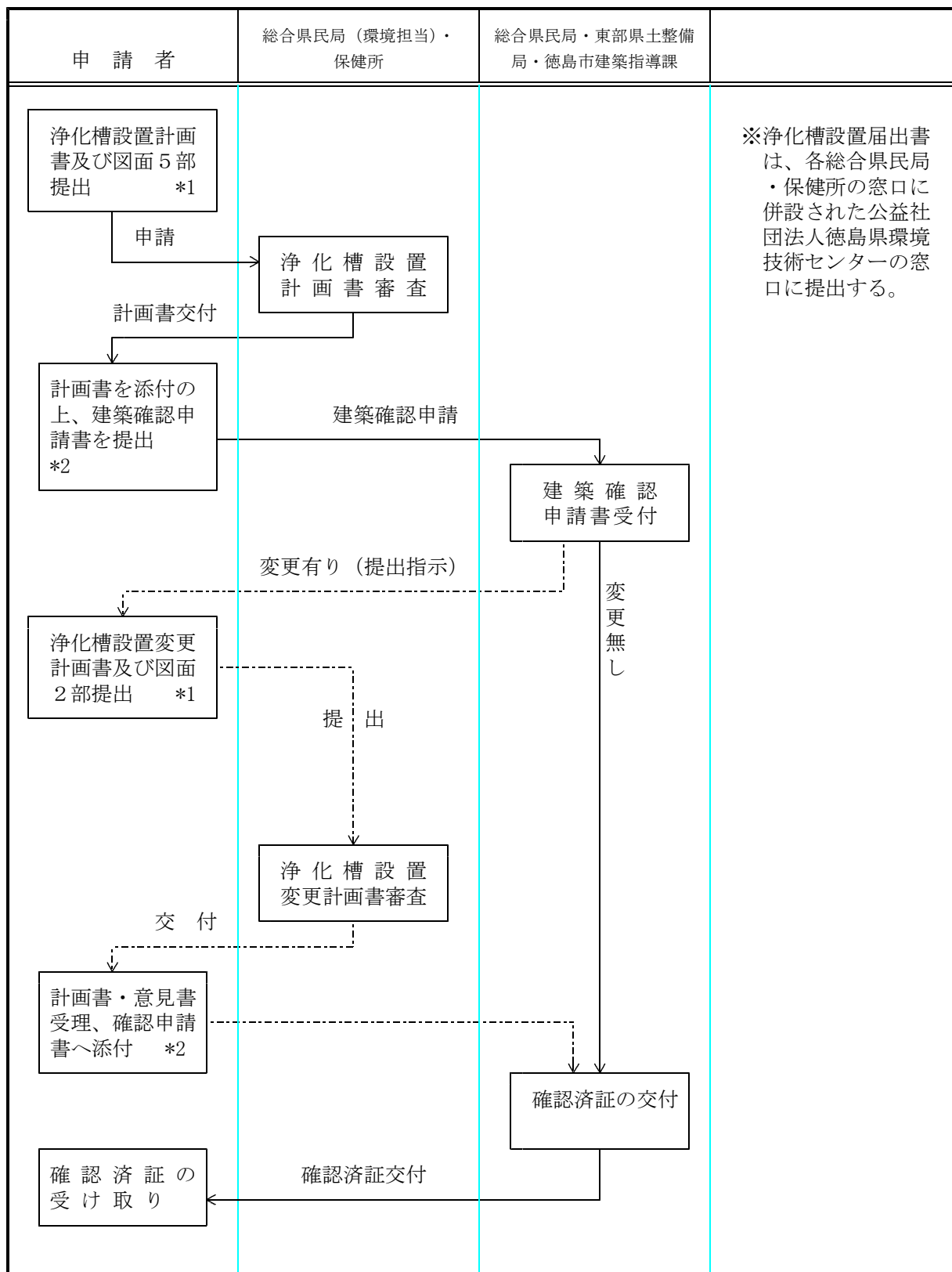
（注）変更されている場合がありますので、詳細な内容については、あらかじめ各市町村の窓口を確認してください。

参考資料2-4 市町村連絡先

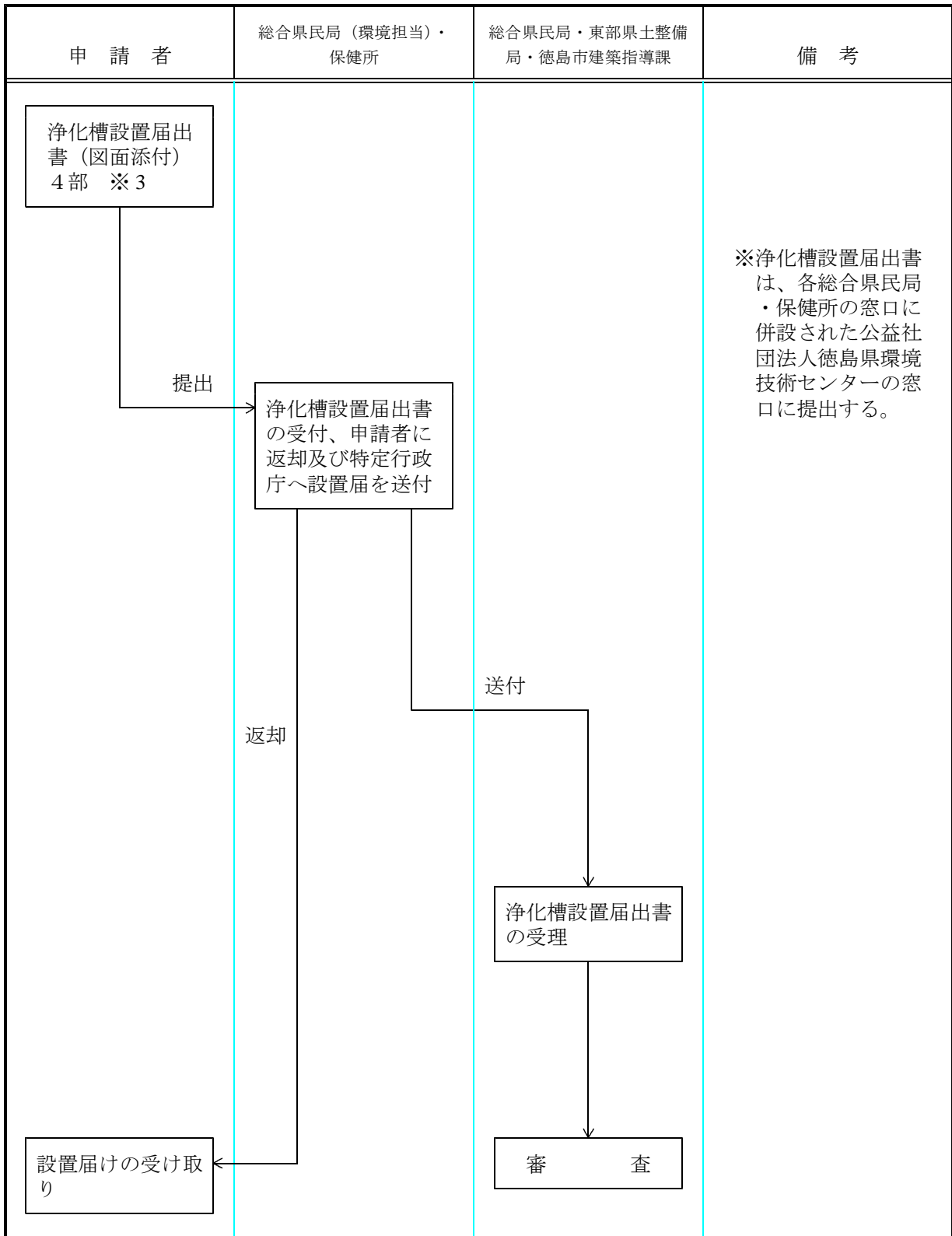
市町村名	担当課	郵便番号	所在地	TEL	FAX
徳島市	土木部下水道事務所保全課	770-8571	徳島市幸町2丁目5	088-621-5307	088-623-9000
藍住町	下水道課	771-1292	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	088-637-3123	088-637-3152
北島町	下水道課	771-0285	板野郡北島町中村字上地23-1	088-698-9818	088-698-2175
佐那河内村	産業環境課	771-4195	名東郡佐那河内村下字中辺71-1	088-679-2115	088-679-2125
石井町	清掃センター	779-3233	名西郡石井町石井字石井3025-1	088-674-6842	088-674-3324
神山町	住民課 環境係	771-3395	名西郡神山町神領字本野間100	088-676-1113	088-676-1102
鳴門市	経済建設部 下水道課	772-8501	鳴門市撫養町南浜字東浜170	088-684-1170	088-684-1343
松茂町	下水道課	771-0295	板野郡松茂町広島字東裏30	088-699-8717	088-699-2141
板野町	下水道課	779-0192	板野郡板野町吹田字町南22-2	088-672-5993	088-672-5553
上板町	環境保全課	771-1392	板野郡上板町七条字経塚42	088-694-6813	088-694-5903
小松島市	産業建設部 まちづくり推進課	773-8501	小松島市横須町1-1	0885-32-3957	0885-33-2104
勝浦町	住民課	771-4395	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	0885-42-1501	0885-42-3028
上勝町	住民課	771-4501	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1	0885-46-0111	0885-46-0323
阿波市	市民部 環境衛生課	771-1695	阿波市市場町切幡字古田201-1	0883-36-8711	0883-36-8761
吉野川市	市民部環境局 環境企画課	776-8611	吉野川市鴨島町鴨島115-1	0883-22-2230	0883-22-2247
阿南市	市民部 環境保全課	774-8501	阿南市富岡町トノ町12-3	0884-22-3413	0884-22-0727
那賀町	環境課	771-5295	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1	0884-62-1192	0884-64-1004
美波町	建設課	779-2395	海部郡美波町奥河内字本村18-1	0884-77-3618	0884-77-1666
牟岐町	住民福祉課	775-8570	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	0884-72-3414	0884-72-2716
海陽町	上下水道課	775-0203	海部郡海陽町大里字上中須128	0884-73-4157	0884-73-3097
美馬市	市民環境部 環境下水道課	777-8577	美馬市穴吹町穴吹字九反地5	0883-52-8020	0883-55-0680
つるぎ町	環境課	779-4195	美馬郡つるぎ町貞光東浦1-3	0883-62-3111	0883-55-1051
三好市	環境課	778-0004	三好市池田町シンマチ1395-1	0883-72-3436	0883-72-0136
東みよし町	環境課	771-2595	三好郡東みよし町屋間3673-1	0883-79-5343	0883-79-3235

参考資料 3 浄化槽設置の手続き

(1) 建築確認申請を伴う場合（県内全域・200人以下の浄化槽）



(2) 建築確認申請を伴わない場合（200人以下の浄化槽）



- (注) *1 浄化槽図面5部の内訳は、建築確認申請書（正・副）添付用（2部）、保健所提出用（2部）及び浄化槽工事業者控（1部）
- *2 建築確認申請の前に、建築士事務所の設計者（建築士法第2条第5項による「設計」を行う者をいう）の承認印が必要。
- *3 浄化槽の人員が50人以下の申請については、添付図書を別表の1、2とする。

浄化槽構造審査申請書の添付図書

- 1 処理対象人員・汚水量・BOD 負荷計算書
- 2 建築図面
 - (1) 付近見取り図 放流経路、放流先を明記
 - (2) 配置図 浄化槽と駐車場との関係を明示
 - (3) 屋外給排水配管図 会所のレベルを明記
 - (4) 床面積表 床面積計算を明記
 - (5) 各階平面図 算定用途及び算定除外部分を色塗り区分
- 3 浄化槽図面（各図面に工事名称を明記して下さい。）
 - (1) フローシート 床面積表並びに処理対象人員、汚水量及び BOD 負荷の算定根拠を明記
 - (2) 平面図 マンホールの位置、大きさを明記
 - (3) 水平断面図 各部の長さ、幅、配管、機器等を明記
 - (4) 縦断面図 各部の深さ、配管等を明記
 - (5) 構造図 配筋、スラブ厚、壁厚等を明記
 - (6) 電気図
 - (7) 認定シート (国土交通大臣認定浄化槽の場合のみ)
- 4 構造計算書

注1 申請書は、2部提出してください。

2 浄化槽構造審査適合通知書を受け取る時、3の浄化槽図面を5部提出し、認定済の押印を受けて下さい。

参考資料 4 - 1

徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領

(昭和62年4月1日 徳島県)

(目 的)

第1条 この要領は、徳島県浄化槽取扱要綱第5条の規定により、浄化槽の設置及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。ただし、地下浸透方式による場合は、この要領に定めるもののほか、別途定める「放流先がない場合の浄化槽放流水の地下浸透方式による処理に係る指針（ガイドライン）」（以下、「ガイドライン」という。）によるものとする。

(設置基数)

第2条 浄化槽の設置基数は、同一敷地内においては原則として一基とする。ただし、敷地の形状及び増築等により、技術上施工が困難であるときはこの限りでない。

(放流水質の基準)

第3条 浄化槽放流水の水質は、次表の基準によらなければならない。ただし、他法等の規定により基準を上乗せしている場合はこれによるものとする。

(建築基準法施行令第32条、建築基準法施行細則(徳島県規則)第7条の3、徳島市建築基準法施行細則第7条の3)

浄化槽を設ける区域	処理対象人員	生物化学的酸素要求量除去率	放流水の生物化学的酸素要求量
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域 (徳島県全域)	50人以下	65%以上	90 mg / l 以下
	51人以上500人以下	70%以上	60 mg / l 以下
	501人以上	85%以上	30 mg / l 以下

2 平成18年2月1日以降に設置された浄化槽放流水の水質は、次表の基準によらなければならない。

(環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2)

生物化学的酸素要求量除去率	放流水の生物化学的酸素要求量
90%以上	20 mg / l 以下

(設置場所の基準)

第4条 浄化槽設置者は、次に掲げる事項に留意し、正常な機能が確保される場所に浄化槽を設置するものとする。

- イ 処理方式及び規模に応じた十分な敷地があること。
- ロ 雨水等による冠水の恐れのない場所であること
- ハ 保守点検、清掃及び法定検査の実施に支障のない場所であって、洗浄水が十分確保できる場所であること。
- ニ 飲用水の取水に影響を与えない場所であること（ただし、地下浸透方式による場合はガイドラインによる。）。
- ホ 配管の勾配が十分にとれ、かつ、配管の屈曲ができる限り少ない場所であること。
- ヘ モーターによる騒音、排気による臭気等で近隣に迷惑を及ぼさない場所であること。
- ト 放流先の水位を勘案し、浄化槽内への逆流が生じない場所であること。

(設置施工の基準)

第5条 浄化槽設置者は、次に掲げる事項に留意し、維持管理が適正に行えるように設置するものとする。

イ マンホールカバーによるマンホールのかさあげは30cmを限度とし、浄化槽内の点検及び管理の作業が容易に行えるようにすること。やむをえず深埋めとする場合は、浄化槽上部をピット構造等にする等十分な空間を設けること。

ロ 浄化槽の付近に、管理用の給水栓・電源用コンセントを設けること。

ハ レストランの厨房施設等、油分の多い排水を処理する合併処理浄化槽にあっては、浄化槽の流入側に適当な容量の油脂を分離できる装置を設置すること。

(放流先の基準)

第6条 浄化槽設置者は、浄化槽放流水の放流先について、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 終末放流に適する下水溝、排水路、河川等があること。ただし、適する放流先を確保することが著しく困難で、かつ、浄化槽放流水の地下浸透方式による処理を行うことで、し尿及び生活雑排水の適正な処理が図られ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すると各総合県民局長又は東部保健福祉局長が認める場合であって、ガイドラインに適合するものはこの限りではない。

(2) 放流先に所有者、管理者等がある場合は、十分協議を行うこと。

(施工確認)

第7条 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を完了したときは、当該浄化槽工事の技術上の基準（昭和60年厚生省令・建設省令第1号）に適合しているか否かについて確認しなければならない。ただし、地下浸透方式による場合の土壤浸透装置の構造についてはガイドラインによるものとする。

(保守点検)

第8条 浄化槽の保守点検は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。）第2条に基づいて、次のとおり実施するものとする。

(1) 別表1左欄の項目について、各々右欄に掲げる基準によること。

(2) 環境省令第2条第7号及び第8号に規定する適正な溶存酸素量は、別表2を目安とすること。

(3) 環境省令第5条第2項に規定する保守点検の記録は、徳島県浄化槽事務取扱要領第7条第2項に規定する様式19-1又は様式19-2により行うこと。

(清掃)

第9条 浄化槽の清掃は、環境省令第3条の規定に基づいて、次のとおり実施するものとする。

(1) 浄化槽の清掃は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により、毎年1回（全ばっ気方式の浄化槽にあっては、おおむね6月に1回以上）行うこととし、通常実施される年1回の清掃以外に必要な汚泥の引き抜きや清掃時期の判定は、別表3により、委託を受けた保守点検業者と清掃業者が緊密に連携しながら、適切な時期に行うものとする。

(2) 環境省令第5条第2項に規定する清掃の記録は、徳島県浄化槽事務取扱要領第7条第2項に規定する様式20-1又は様式20-2により行うこと。

(法定検査)

第10条 浄化槽の法定検査は、浄化槽法第57条第1項の規定に基づき、知事が指定した検査機関が、徳島県浄化槽法定検査実施要領に基づいて実施するものとする。

(地下浸透方式による維持管理)

第11条 浄化槽放流水を地下浸透させることにより処理する浄化槽管理者は、その機能が十分に発揮されるよう、次に掲げる維持管理に係る事項を遵守するものとする。

(1) 浄化槽及び地下浸透に係る装置、設備等についての日常的な使用方法を十分理解し、適正に使用すること。

(2) 土壤浸透装置の目詰まり等により浸透能力が低下した場合又は浄化槽の放流水が地表等に浸出

した場合は、土壌浸透装置の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な措置を講じること。

(管理の委託)

第12条 浄化槽管理者は、原則として、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に、清掃を浄化槽清掃業者に委託して行うものとする。

(委託契約の締結)

第13条 前条の規定による管理の委託については、書面によるものとする。この場合において、新たに50人槽以下の浄化槽を設置しようとするときは、徳島県浄化槽事務取扱要領第2条第4項に規定する様式18-1又は様式18-2による浄化槽維持管理標準契約書によらなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 協議会等で定める維持管理一括契約を締結したとき
- (2) 条例等で定めるところにより、維持管理の契約を締結したとき
- (3) 浄化槽市町村設置整備推進事業等により市町村が管理主体となっているとき
- (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）による維持管理等について委託しているとき

(業者の義務)

第14条 浄化槽工事業者は、浄化槽の設置工事にあたり、適正な施工を行うとともに、浄化槽管理者に対し、当該浄化槽の使用法や法律上定められている維持管理について適切な説明を行い、設置した浄化槽の所期の性能が十分発揮できるよう努めるものとする。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた場合においては、浄化槽管理者に対して法律上定められている維持管理について、適切な説明を行うとともに、当該浄化槽につき、法第7条、第11条に規定する水質に関する検査及び法第10条に規定する清掃について、実施させるよう努めるものとする。
- 3 浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び浄化槽工事業者は、維持管理に携わる浄化槽管理士及び浄化槽清掃実務者、設置に携わる浄化槽設備士に、技術の向上に係る講習会等を積極的に受講させるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年11月2日から施行する。

【別表 1】

浄化槽保守点検に伴う水質検査の各種検査項目の望ましい範囲

検 査 項 目	範 囲
1. 水 素 イ オ ン 濃 度	5.8 ～ 8.6
2. 汚 泥 沈 殿 率 単 独 処 理 浄 化 槽 合 併 処 理 浄 化 槽	10%以上 60%以下 10%以上
3. 溶 存 酸 素 量 単 独 処 理 浄 化 槽 合 併 処 理 浄 化 槽	0.3mg / L以上 1.0mg / L以上
4. 透 視 度 生物化学的酸素要求量の処理性能 " 90mg/L以下 " 60mg/L以下 " 30mg/L以下 " 20mg/L以下	7度以上 10度以上 15度以上 20度以上
5. 塩 化 物 イ オ ン 濃 度 単 独 処 理 浄 化 槽	90mg/L ～ 140mg/L
6. 残 留 塩 素	検出されること
7. 生物化学的酸素要求量	処理性能以下

注) 1. 塩化物イオン濃度とは、次式により算定する値をいう。

$$\text{塩化物イオン濃度 (mg/L)} = C - C_0$$

ここで、Cは処理水の塩化物イオン濃度を表し、C₀は洗浄水の塩化物イオン濃度を表す。

2. 「検出されること」とは、平成7年6月20日衛浄第33号2の6により示された測定方法により測定した場合において、その結果が、当該方法の定量限界を上回ることをいう。

【別表 2】

型 式		溶 存 酸 素 量
単 独 処 理	分 離 接 触 曝 気 方 式	接触曝気室内均等におおむね 0.3 mg/L 以上
	分 離 曝 気 方 式 長時間曝気方式（全曝気）	曝気室内均等におおむね 0.3 mg/L 以上
合 併 処 理	接 触 曝 気 方 式	接触曝気槽内均等におおむね 1.0 mg/L 以上
	長 時 間 曝 気 方 式 分 注 曝 気 方 式 汚 泥 再 曝 気 方 式 標 準 活 性 汚 泥 方 式	曝気槽又は曝気タンク内均等におおむね 1.0 mg/L 以上
	循 環 水 路 曝 気 方 式	流路内均等におおむね 1.0 mg/L 以上
	回 転 板 接 触 方 式	回転板接触槽内均等におおむね 1.0 mg/L 以上

【別表 3】

- ① 流入管渠、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械攪拌装置、流出口及び放流管渠にあつては、異物等の付着が認められ、かつ収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要が認められたとき。
- ② スクリーンにあつては、汚物等の付着による目づまり又は閉塞が認められ、又、砂溜まり及び沈砂槽（排砂槽を含む。）にあつては、沈殿物等の堆積が認められ、かつ、それぞれ収集、運搬及び処分を伴う汚物等及び沈殿物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ③ 多室型一次処理装置、多室型腐敗室及び沈殿分離室にあつては、スカムの底面が流入管下端閉口部からおおむね10cmに達したとき、又は、汚泥の堆積面が流出管若しくはバツフルの下端閉口部からおおむね10cmに達したとき。
- ④ 二階タンク型一次処理装置にあつては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
- ⑤ 変型二階タンク型一次処理装置及び変型多室型腐敗室にあつては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
- ⑥ 沈殿分離槽、嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽等一次処理装置にあつては、流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じる恐れがあると認められたとき。
- ⑦ 散水ろ床型二次処理装置及び散水ろ床の散水装置、ろ床、ポンプ升及び分水装置にあつては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑧ 流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽及び擬集槽にあつては、スカムの生成が認められかつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑨ 平面酸化型二次処理装置の流水部にあつては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑩ 単純ばつ気型二次処理装置にあつては、著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められたとき。
- ⑪ 地下砂ろ過型二次処理装置にあつては、目づまり又は水位の上昇が認められたとき。
- ⑫ 二階タンクの消化室にあつては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30cmに達したとき、又は堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30cmに達したとき。
二階タンクの沈殿室にあつては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑬ ばつ気室にあつては、30分間汚泥沈殿率がおおむね60%に達したとき。
- ⑭ 汚泥貯蓄タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、流路にあつては、混合液浮遊物質濃度が長時間ばつ気方式及び循環水路ばつ気方式の場合、おおむね6,000mg/L、標準活性汚泥方式及び分注ばつ気方式の場合おおむね3,000mg/L、汚泥再ばつ気方式の場合、ばつ気タンクについておおむね3,000mg/L、汚泥再ばつ気タンクについておおむね10,000

0 mg/Lに達したとき。

- ⑮ 汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室又は接触ばっ気槽にあつては、生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められたとき、水流に乱れが認められたとき、又は当該室内液又は槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑯ 回転板接触槽にあつては、生物膜が過剰肥大して回転板の閉塞のおそれが認められたとき、又は当該槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑰ 変速合併処理浄化槽にあつては、前置浄化槽から後置浄化槽へ流入する水の中に著しい浮遊物の混入が認められるなど、後置浄化槽の機能に支障が生じるおそれが認められたとき。
- ⑱ 重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池にあつては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムに引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑲ 別置型沈殿室及び貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池にあつては、スカム及び堆積汚泥の生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカム及び堆積汚泥の引き出しの必要性が認められたとき。
- ⑳ 汚泥貯留タンク及び汚泥貯留槽にあつては、汚泥の貯留が所定量に達したと認められたとき。
 - 汚泥濃縮貯留タンク及び汚泥濃縮貯留槽にあつては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
 - 消毒室、消毒タンク及び消毒槽にあつては、沈殿物が生成し、放流水に濁りが認められたとき。

参考資料 4 - 2

放流先がない場合の浄化槽放流水の地下浸透方式による処理に係る指針 (ガイドライン)

(平成26年4月1日 徳島県)

(目的)

第1条 このガイドラインは、浄化槽の放流水を地下浸透するために必要な事項（徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領第6条（1）のただし書きに規定する方法）を定めることにより、地域の生活排水対策の一層の推進と浄化槽及び地下浸透に係る装置等による生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このガイドラインにおいて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 浄化槽

処理水の生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）10 mg / L 以下、全窒素10 mg / L 以下の処理性能を有する高度処理型の浄化槽をいう。

二 浄化槽の放流水

第2条の一に掲げる浄化槽で処理された水をいう。

三 指定性能評価機関

建築物に係る性能評価業務を行う者として、建築基準法第77条の56の規定に基づき国土交通大臣が指定した者をいう。

四 土壌浸透装置

導水管、配水槽、トレンチ、散水管及び土壌層等からなり、浄化槽の放流水を雨水等を混入させずに、均等に地下浸透させるための装置をいう。

五 導水管

浄化槽の放流水を配水槽に導く管をいう。

六 配水槽

浄化槽の放流水を散水管に均等に配水させる水槽をいう。

七 散水管

浄化槽の放流水を均等に土壌中に分散、浸透させるための管をいう。

八 トレンチ

散水管を埋め、浄化槽の放流水を均等に浸透させるために掘られた溝をいう。

九 水位点検口

トレンチ内の放流水の浸透状況を点検するために、散水管の末端部に設けられた管等をいう。

十 土壌浸透水

土壌浸透装置によって処理された水をいう。

十一 飲用井戸等

飲用を目的とした井戸及び飲用湧水源で、食料品及び食器類の洗浄に使用されるものを含む。

(対象地域)

第3条 浄化槽の放流水を地下浸透させることのできる地域は、浄化槽の設置場所付近に適当な放流先がない場合であって、地下浸透方式による処理方法が生活環境保全及び公衆衛生上支障がない地域であること。

(地下浸透方式による処理が可能な浄化槽の条件)

第4条 浄化槽の放流水を地下浸透することができる浄化槽は、次の各号に該当するものとする。

一 処理対象人員が10人以下であること

- 二 住宅用途の建築物に設置されるものに限ること
- 三 第2条第一号に定める処理性能を有するものとして指定性能評価機関で性能評価を受けたものであること
- 四 浄化槽の放流水を土壤に浸透させるために十分な能力を有する土壤浸透装置を付加するものであること

(地下浸透方式による処理が可能な土地)

第5条 土壤浸透装置を設置することにより、浄化槽の放流水を地下浸透させることのできる土地の条件は、次の各号のとおりとする。

- 一 土地の傾斜は16度以下で、かつ地すべりの恐れがないこと
- 二 急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域でないこと
- 三 盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること
- 四 地下水位は、地表面下約1.5mより低いこと
- 五 土壤は適度な透水性を持ち、放流水が滞留したり地下の水脈に短絡するおそれのない土質であること
 - イ 土壤の透水性は、浸透速度毎分0.042cm以上2.4cm未満とする
 - ロ 土壤の浸透速度の測定方法は、別記によるものとする
- 六 土壤浸透装置の端から水平距離30m以内に飲用井戸等その他水源がないこと
- 七 隣地境界及び建築物までの距離は、土壤浸透装置の両端から各1.5m以上とすること
- 八 日照、通風が良好であり、雨水等が流入するおそれのない場所であること
- 九 人、車等の通行等により、踏み固められることのない場所であること

(土壤浸透装置)

第6条 第4条第四号の十分な能力を有する土壤浸透装置は次のとおりとする。

1 土壤浸透装置に必要な面積

土壤浸透装置に必要な面積は、次により算定する。

(1) 処理対象人員1人当たりの必要面積は、別記に定める方法により、当該土壤の浸透速度を測定し、次の表で求められる面積の値以上とする。総必要面積は、設置する浄化槽の処理対象人員(人槽)に処理対象人員1人当たりの必要面積を乗じた値以上とする。

浸透速度 (cm/分)	0.042以上 0.048未満	0.048以上 0.054未満	0.054以上 0.06未満	0.06以上 0.12未満	0.12以上 0.18未満	0.18以上 0.24未満
必要面積 (㎡)	30	28	27	26	20	13

浸透速度 (cm/分)	0.24以上 0.30未満	0.30以上 0.36未満	0.36以上 0.42未満	0.42以上 0.54未満	0.54以上 0.60未満	0.60以上 2.4未満
必要面積 (㎡)	10	8	7	6	5	4

(2) 総必要面積は、散水管及び散水管の両端からそれぞれ1m隔てた線で囲まれた区域とする。

2 土壤浸透装置の構造

土壤浸透装置の構造は、次に掲げる構造のものとする(別図1参照)。

(1) 導水管

浄化槽の放流水を配水槽に導く導水管は、不浸透性の管であり、適切な勾配で施工されていること。また、必要に応じポンプを設置すること。

(2) 配水槽

配水槽は、それぞれの散水管に均等に配水できる構造を持ち、かつ必要に応じて配水量を容易に調整できる構造であること。

(3) 散水管

散水管は放流水を均等に散水できる構造を持ち、各散水管の間隔はそれぞれ左右2m以上とすること。また、各散水管の長さは20m以下とし、その総延長は次式から求めた長さ以上のものとする。

$$L = A / 2 - 2N$$

L：散水管の総延長

A：必要な面積

N：散水管の本数（ $N \geq 2$ ）

(4) トレンチ

トレンチは、幅50cmから70cm、深さ75cm程度に掘削した溝を作り、溝の底部は砂を15cm程度埋め戻し、その中心部に散水管を配置し、散水管の周囲は目詰まりを起こさせないように多孔質の礫又は碎石で埋め戻し、その上部は砂で覆い、さらにその上部は通気性の良い土壌で被覆すること。

(5) 水位点検口

トレンチ内の放流水の浸透状況が点検できる点検口を、散水管の末端に設けること。

(6) 検水井

土壌浸透装置の水質浄化効果を見るために、装置の中央部に設置する。検水井はトレンチの底面から約1mの深さの土壌浸透水を採水できる構造とすること。

(事前協議)

第7条 土壌浸透装置を設置しようとする者は、あらかじめ各総合県民局長又は東部保健福祉局長に浄化槽放流水地下浸透事前協議書（別記第1号様式）を提出し、地下浸透に係る安全性について事前に協議しなければならない。また、浄化槽放流水地下浸透事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 設置場所の位置図

3,000分の1から25,000分の1の地形図に土壌浸透装置の設置場所を示したもの

(2) 設置場所付近の平面図

約500分の1の地形図に建物、浄化槽、土壌浸透装置の設置場所の位置を示したもの

(3) 設置予定地等調査報告書（別記第2号様式）

土壌浸透装置の設置予定地の調査及び同予定地点から半径30m地域内の民家等に、飲用井戸等その他の水源がないことを調査した書面

(4) 設置場所付近の状況がわかるカラー写真

土壌浸透装置の設置予定箇所付近の状況が分かるカラー写真（撮影年月日を記入したもの）

(5) 浄化槽の規模、構造及び性能を証明する書面

指定性能評価機関の評定書、国土交通大臣認定書

(6) 浄化槽、土壌浸透装置の設置場所を示す平面図

(7) 土壌浸透装置の設置箇所周辺の土質が確認できる資料（ボーリング調査等の結果が分かるもの）

(8) 浸透土壌の透水試験の結果が分かる書類

(9) 土壌浸透装置の全体平面図（100分の1程度の縮尺のもの）

(10) 土壌浸透装置の構造図

(11) 土壌浸透装置の維持管理に関する誓約書（別記第3号様式）

2 各総合県民局長又は東部保健福祉局長は、次条第2項の市町村の意見及び本ガイドラインの第3条から第6条に規定する条件等への適合状況を総合的に勘案し、浄化槽の放流水の地下浸透方式による処理が生活環境保全及び公衆衛生上支障がないと認める場合は、事前協議確認書（別記第4号様式）を申請者に交付するものとする。

(市町村長との協議)

第8条 地下浸透方式で処理を行う浄化槽を設置しようとする者は、第3条で定める対象地域の可否について、あらかじめ市町村長と協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、浄化槽放流水地下浸透協議書（市町村長あて）（別記第6号様式）及び前条の浄化槽放流水地下浸透事前協議書の写しを添付するものとする。

2 市町村長は、前項の協議の結果について、地下浸透方式による浄化槽を設置しようとする区域の市町村の意見書（別記様式第7号様式）により、申請者に交付するとともに写しを各総合県民局長又は東部保健福祉局長に送付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別 記

(土壌の浸透速度の試験方法)

- 1 試験孔は、土壌浸透装置の設置予定場所の中心に1箇所以上設置すること。
- 2 試験孔は、その径を30cm、地盤面からの深さを散水管底部の予定深さに概ね15cmを加算したもの(40cm未満となる場合においては、40cm)とした円筒形の下底に、厚さが概ね5cmの砂利を敷いたものとする。
- 3 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行う。
 - 一 砂利上25cmの深さになるように清水を注水し、水深が10cm下った時は砂利上概ね25cmの深さに戻るまで注水する。水深の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで、これを繰り返すこと。
 - 二 浸透水量が一定化してから20分経過後、水位を砂利上25cmに戻し、土質が粘土質の場合にあっては10mm、その他の場合にあっては30mm水が降下するに要する時間を測定し、1分当たりの浸透速度を求める。1つの試験孔についてこれを3回繰り返す。
- 4 浸透試験用の浸透速度試験装置は、次図の構造のものを用いる。

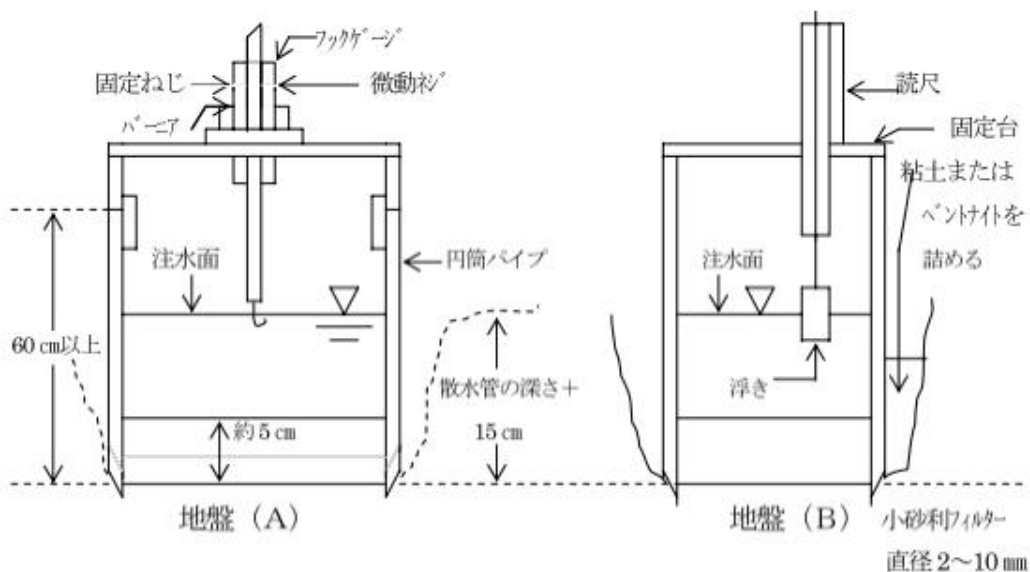
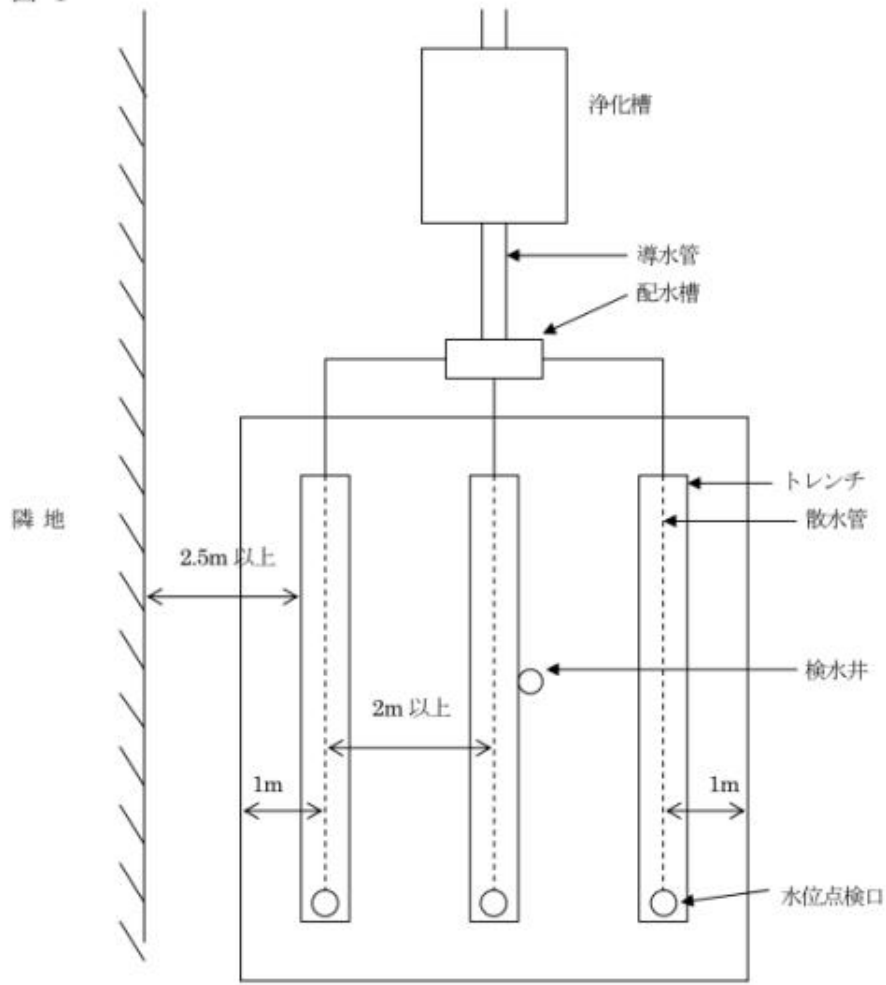


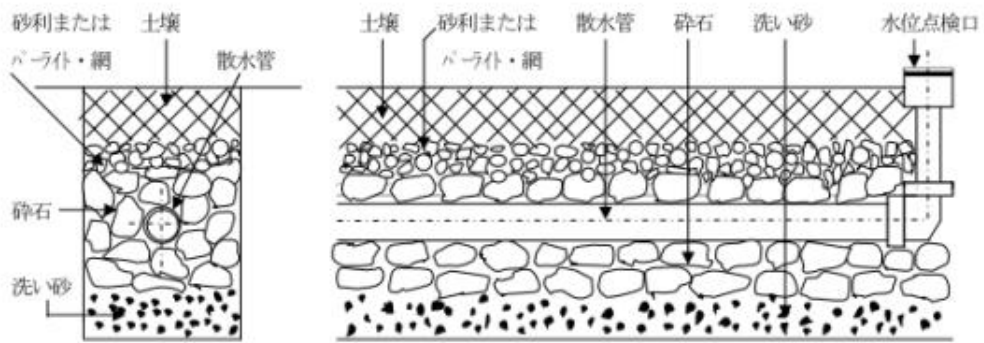
図 浸透速度試験装置

(備考) ローム層や締まった粘土層の場合には(A)図の装置を使用する。
砂層など透水性のよい地盤では、(B)図の装置も使用できる。

別 図 1



土壌浸透装置の配置の例



トレンチ標準断面図の例

(※別記様式附則は省略)



平成28年度浄化槽の日ポスターコンクール（小学生の部）最優秀賞作品

徳島県浄化槽施工マニュアル

このマニュアルは、「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について（平成元年2月8日付け衛浄第8号 最終改正：平成10年6月30日衛浄第15号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）」、「浄化槽施工基準策定マニュアル（平成24年8月22日全国浄化槽推進市町村協議会発行）」をもとに作成しています。

お問い合わせ先
徳島県県土整備部水・環境課
〒770-8570
徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2729
FAX 088-621-2896
mail mizukankyoka@pref.tokushima.jp